

第十九回国会  
衆議院

# 建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

昭和二十九年四月二十二日(木曜日)  
午前十時三十五分開議

出席委員

建設委員会

委員長 久野 忠治君

理事 瀬戸山三男君 理事 田中 角榮君

理事 中島 茂喜君 理事 細野三千雄君

理事 逢澤 寛君 理事 岡村利右衛門君

高田 弥市君 仲川房次郎君

五十嵐吉蔵君 村瀬 宣親君

三鍋 義三君 菊川 忠雄君

只野直三郎君

農林委員会

委員長 井出一太郎君

理事 佐藤洋之助君 理事 網島 正興君

理事 福田 喜東君 理事 金子與重郎君

理事 川俣 清吉君

秋山 利恭君 小枝 一雄君

佐藤喜一郎君 寺島隆太郎君

松岡 俊三君 神戶 眞君

吉川 久衛君 足鹿 覺君

井谷 正吉君 中澤 茂一君

中村 時雄君 安藤 覺君

出席政府委員

農林事務官

(農地局長) 平川 守君

建設政務次官 南 好雄君

建設事務官 石破 二朗君

(大臣官房長) 建設事務官 洪江 操一君

(計画局長) 建設事務官

委員外の出席者

建設事務官(計画局都市計画課長) 鶴海良一郎君

建設事務官(河川局長) 植田 俊雄君

建設委員会専門員 西畑 正倫君

建設委員会専門員 田中 義一君  
農林委員会専門員 難波 理平君  
農林委員会専門員 岩隈 博君  
農林委員会専門員 藤井 信君

本日の会議に付した事件

土地区画整理法案(内閣提出第二二八号)

土地区画整理法案(内閣提出第二二九号)

〔久野建設委員長委員長席に着く〕

○久野委員長 これより建設委員会・農林委員会連合審査会を開会いたします。

私が議案の付託を受けました建設委員会委員でありましたので、前例によりまして委員長職務を行いますが、御了承願います。

土地区画整理法案及び土地区画整理法施行法案の両案を一括して議題といたします。まず提案理由の説明を聴取いたします。洪江計画局長。

土地区画整理法案  
土地区画整理法

目次  
第一章 総則(第一条—第三条)  
第二章 施行者  
第一節 個人施行者(第四条—第十三条)  
第二節 土地区画整理組合  
第一款 設立(第十四条—第二十四条)  
第二款 管理(第二十五条—第四十四条)  
第三款 解散及び合併(第四

十五條—第五十一條)

第三節 都道府県及び市町村(第五十二條—第六十五條)

第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長(第六十六條—第七十一條)

第三章 土地区画整理事業  
第一節 通則(第七十二條—第八十五條)

第二節 換地計画(第八十六條—第九十七條)

第三節 仮換地の指定(第九十八條—第一百二条)

第四節 換地処分(第一百三條—第一百八条)

第五節 減価補償金(第一百九条)

第六節 清算(第一百十條—第一百十二條)

第七節 権利関係の調整(第一百十三條—第一百十七條)

第四章 費用の負担及び補助(第一百十八條—第一百二十一條)

第五章 監督(第一百二十二條—第一百二十七條)

第六章 雑則(第一百二十八條—第一百三十六條)

第七章 罰則(第一百三十七條—第一百四十八條)

附則  
第一章 総則  
(この法律の目的)

第一条 この法律は、土地区画整理

事業に關し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の施設又は變更に關する事業をいう。

2 前項の事業の施行のため若しくはその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立若しくは干拓に關する事業が前項の事業にあわせて行われる場合には、これらの事業は、土地区画整理事業に含まれるものとする。

3 この法律において「施行者」とは、土地区画整理事業を施行する者をいう。

4 この法律において「施行地区」とは、土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6 この法律において「宅地」とは、

公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。

7 この法律において「借地権」とは、借地法(大正十年法律第四十九号)にいう借地権をいい、「借地」とは、借地権の目的となつて

いる宅地をいう。

(土地区画整理事業の施行)  
第三条 宅地について所有権又は借地権を有する者は、一人又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設置する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

3 都道府県又は市町村は、土地区画整理事業を施行すべきことが都市計画として決定された区域(以下次項において「計画決定区域」という。)の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

4 建設大臣は、計画決定区域の土地について、国の利害に重大な關係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情に因り急施を要すると認められるものを、

第一類第十六号(附属の四) 建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

昭和二十九年四月二十二日

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号

都市計画事業として、都道府県知事又は市町村長に施行させることができる。この場合において、建設大臣は、これらの事業が、その施行する公共施設に関する工事とあわせて施行することが必要であると認められるとき、又は都道府県知事若しくは市町村長に施行させることが著しく困難若しくは不適当であると認められるときは、自らこれを施行することができ

## 第二章 施行者

### 第一節 個人施行者

#### (施行の認可)

第四条 土地区画整理事業を前条第一項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。

#### (規約)

第五条 前条の規約には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土地区画整理事業の名称
- 二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
- 三 土地区画整理事業の範囲
- 四 事務所の所在地

- 五 費用の分担に関する事項
- 六 業務を代表して行う者を定める場合においては、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 事業年度
- 九 公告の方法
- 十 その他政令で定める事項

#### (事業計画)

第六条 第四条の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)、設計及び資金計画を定めなければならない。

- 2 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていなければならない。

- 3 事業計画は、公共施設その他の施設に関して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

- 4 事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第七条 第四条の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合において

は、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第八条 第四条に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

- 2 前項の場合において、宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者について同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第四条に規定する認可を申請することができる。

(施行の認可の基準及び公告)

第九条 都道府県知事は、第四条に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反していること。
- 二 規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

- 三 市街地とするのに適当でない地域が施行地区に編入されていること。

四 土地区画整理事業の施行のために必要な経済的基礎がないこと。

- 2 都道府県知事は、第四条に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

- 3 第三条第一項の規定による施行者(以下「個人施行者」という。)は、前項の公告があるまでは、施行者として又は規約若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

#### (規約及び事業計画の変更)

第十条 個人施行者は、規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

- 3 第七条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第八条の規定は事業計画の変更についての認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第一項に規定する認可の申請があつた場合及びその認可をし

た場合の公告について準用する。この場合において、第八条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第三項中「施行者として又は規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替へるものとする。

#### (施行者の変動)

第十一条 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者が承継した場合においては、その者は、施行者となる。

- 2 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が施行者以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ施行者となる。

- 3 一人で施行する土地区画整理事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者が数人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。

この場合において、施行者は、遅滞なく、第四条の規約を定め、建設省令で定めるところにより、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 数人共同して施行する土地区画整理事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者が一人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により一人で施行する土地区画整理事業となるものとする。

5 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者に変動を生じた場合においては、施行者は、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、新たに施行者となつた者の氏名及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可した場合又は前項の規定による届出を受理した場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

7 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定により定められた規約又は第四項後段に規定する規約の失効をもつて第三者に対抗することができない。

### (施行者の権利義務の移転)

第十二条 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その施行者がその所有権又は借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に關して有する権利義務(その施行者がその土地区画整理事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下次項において同じ。)は、その承継した者に移転する。

2 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その施行者がその借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に關して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあつては、その借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつては、その宅地の賃借人にそれぞれ移転する。

第十三条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第九条第二項及び第三項の規定は、第一項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第三項中「施行者として又は規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は終了をもつて」と読み替へるものとする。

### 第二節 土地区画整理組合

#### 第一款 設立

(設立の認可)

第十四条 第三条第二項に規定する土地区画整理組合以下「組合」というを設立しようとする者は、七人以上共同して、定款及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(定款)

第十五条 前条の定款には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合の名称
- 二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
- 三 事業の範囲
- 四 事務所のある地
- 五 費用の分担に関する事項
- 六 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
- 七 総会に關する事項
- 八 総代会を設ける場合においては、総代及び総代会に關する事項

九 事業年度

十 公告の方法

十一 その他政令で定める事項

(事業計画)

第十六条 第六条の規定は、第十四条の事業計画について準用する。(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第十七条 第七条の規定は、第十四条の事業計画を定めようとする者について準用する。

(定款及び事業計画に關する宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十八条 第十四条に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の地積と借地権の目的となつてその区域内の宅地の地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(借地権の申告)

第十九条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、遅滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。

3 前項の規定により公告された施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、前項の公告があつた日から一月以内に当該市町村長に対し、その借地権の目的となつてその宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、建設省令で定めるところにより、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の適用については、存しないものとみなす。

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第二十条 都道府県知事は、第十四条に規定する認可の申請があつた場合においては、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供せなければならない。但し、当該申請に關し明らかに次条第一項各号の一に該当する事実があり、認可すべきでないことを認める場合においては、この限りでない。

2 当該土地区画整理事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に關係のある水面について権利を有する者(以下「利害關係者」という。)は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間

内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合において、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、第十四条に規定する認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないことを認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 第十四条に規定する認可を申請した者が、前項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に本条に規定する手続を行うべきものとする。

(設立の認可の基準及び公告並びに組合の成立)

第二十一条 都道府県知事は、第十四条に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

三 市街地とするのに適当でない地域が施行地区に編入されていること。

四 土地区画整理事業の施行のために必要な経済的基礎がないこと。

2 都道府県知事は、第十四条に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

3 組合は、第十四条に規定する認可により成立する。

4 組合は、第二項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて組合員その他の第三者に対抗することができない。

(組合の法人格)

第二十二條 組合は、法人とする。

(名称の使用制限)

第二十三條 組合は、その名称中に土地区画整理組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に土地区画整理組合という文字を用いてはならない。

(設立の費用の負担)

第二十四條 組合の設立に関する費用は、その組合の負担とする。但し、組合が成立しなかつた場合においては、その費用は、その設立について認可を申請した者の負担とする。

第二款 管理

(組合員)

第二十五條 組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第十九条第三

項又は第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第十九条第三項又は第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

(組合員の権利義務の移転)

第二十六條 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があつた場合には、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

2 施行地区内の宅地について組合員の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その組合員がその借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合に於てはその借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合に於てはその宅地の賃借人にそれぞれ移転する。

(役員)

第二十七條 組合に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上とし、それぞれ定款で定める。

3 理事及び監事は、定款で定めるところにより、組合員のうちから総会で選挙する。但し、特別の事情がある場合においては、定款で定めるところにより、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。

4 前項本文の規定により組合員のうちから選挙された理事又は監事が組合員でなくなつた場合においては、その理事又は監事は、その地位を失う。

5 理事及び監事の任期は、三年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

7 組合員は、組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を組合に提出して、理事又は監事の解任を請求することができる。

8 前項の規定による請求があつた場合においては、理事は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。

9 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合においては、その地位を失う。

10 前三項に定めるものの外、理事及び監事の解任の請求及び第八項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。

(役員職務)

第二十八條 理事は、定款で定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。

2 定款に別段の定めがある場合を除く外、組合の業務は、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

4 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認める場合においては、その旨を総会に報告しなければならない。

5 組合が理事と契約する場合においては、監事が組合を代表する。同様とする。

6 理事は、事業報告書、収支決算書及び財産目録を毎事業年度作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

7 理事は監事と、監事は理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

(理事の氏名等の届出)

第二十九條 組合は、建設省令で定めるところにより、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(総会の組織)

第三十條 組合の総会は、総組合員で組織する。



有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。

3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて議決権及び選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行う者は、第三十四条第一項(第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(定款及び事業計画の変更)

第三十九条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第十八条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画の変更についての認可を申請しようとする組合について、第十九条の規定は本項において準用する第十八条に規定する同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第二十條の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について前項に規定する認可

の申請があつた場合について、第二十一条第一項の規定は前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「施行地区」とあるのは「施行地区となるべき区域」とあるのは「新たに施行地区となるべき区域」と、第二十条中「施行地区」とあるのは「施行地区となるべき区域」と読み替へるものとする。

3 組合は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、定款又は事業計画を変更しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

5 組合は、前項の公告があるまでは、定款又は事業計画の変更をもつて、その変更について第一項に規定する認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の第三者に対抗することができない。

(経費の賦課徴収)  
第四十条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に所有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つた場合においては、定款で

定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができ。

(賦課金等の滞納処分)

第四十一条 組合は、賦課金又は過怠金を滞納する者がある場合においては、督促状を發して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

2 組合は、前項の督促をする場合においては、定款で定めるところにより、十円以下の督促手数料を徴収することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による申請があつた場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

4 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合においては、組合の理事は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

5 前二項の規定による徴収金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の市町村の徴収金と同順位とする。

(賦課金等の時効)

第四十二条 賦課金、過怠金及び督促手数料を徴収する権利は、五年間行われない場合においては、時効に因り消滅する。

2 前条第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(借入金)

第四十三条 組合は、その事業を行うため必要がある場合においては、借入金を借り入れることができる。

2 国は、前項の借入金を貸し付けることができる。

(民法の準用)

第四十四条 民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)、第五十四条(代表権の制限)、第五十五条(代表権の委任)及び第六十六条(社員の表決権のない場合)の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款、寄附行為又は総会決議」とあるのは「定款」と、第六十六条中「社員」とあるのは「土地区画整理組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

第三款 解散及び合併

(解散)  
第四十五条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。

- 一 設立についての認可の取消
- 二 總會の議決
- 三 定款で定めた解散事由の発生

四 事業の完成又はその完成の不能

五 合併

六 事業の引継  
2 組合は、前項第二号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 組合は、第一項第二号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消した場合又は第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(清算人)

第四十六条 組合が前条第一項第一号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散した場合においては、理事がその清算人となる。但し、總會で他の者を選任した場合においては、この限りでない。

(清算事務)

第四十七条 清算人は、就職の後、遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について總會の承認を求めなければならない。



(残余財産の処分制限)

第四十八条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告)

第四十九条 清算人は、清算事務が終了した場合においては、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(合併)

第五十条 組合は、合併しようとする場合においては、総会においてその旨を議決しなければならない。

2 合併によつて組合を設立しようとする場合においては、関係各組合の総会で組合員のうちから選挙された者が、第十四条に規定する認可を申請する者となり、設立に必要な行為をしなければならぬ。

3 合併をする組合の一方が合併後存続する場合においては、その組合は、関係各組合の合併の議決書を添えて、定款及び事業計画の変更について第三十九条第一項に規定する認可を受けなければならない。

4 組合は、合併しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その合併についてその債権者の同意を得なければならない。

5 第二項の場合においては、組合の設立に關して第十七条において準用する第七條に規定する手続を行うことを要しないものとし、第三項の場合においては、定款及び事業計画の変更に關して第三十九條第二項において準用する第七條に規定する手続及び第三十九條第三項に規定する手続を行うことを要しないものとする。

6 第二項又は第三項に規定する認可があつた場合においては、その認可の公告前においても、第二十一条第四項又は第三十九条第五項の規定にかかわらず、合併に因り新たに設立された組合はその成立並びに定款及び事業計画をもつて、合併後存続する組合は事業計画及び定款の変更をもつて、合併に因り解散した組合はその解散をもつて、関係組合の組合員に対抗することができぬ。

7 組合が合併した場合においては、合併に因り新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併に因り消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)  
第五十一条 民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十八條から第八十條まで(清算人の職務権限等)及び第八十二条(解散及び清算の監督)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條

第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(清算人等の報酬)、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項(裁判所の監督上の調査等)、第三十六條(清算事件の管轄)、第三十七條(清算人の選任及び解任の裁判)及び第三百三十八條(清算人不適格者の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「土地区画整理法第四十六條」と読み替へるものとする。

第三節 都道府県及び市町村  
(施行規程及び事業計画の決定)  
第五十二条 都道府県又は市町村は、第三條第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。

(施行規程)  
第五十三条 前條の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土地区画整理事業の名称
- 二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区に含まれる地域の名称)
- 三 土地区画整理事業の範囲
- 四 事務所の所在地

五 費用の分担に關する事項

六 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に關する事項(委員の報酬及び費用弁償に關する事項を除く。)

七 その他政令で定める事項

(事業計画)  
第五十四条 第六條の規定は、第五十二条の事業計画について準用する。

(事業計画の決定及び変更)  
第五十五条 都道府県又は市町村が第五十二条の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都市計画審議会に付議しなければならない。

4 都道府県知事は、都市計画審議会が前項の意見書に係る意見を採択すべきであるとして議決した場合においては、都道府県が定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村が定めようとする事業計画についてはその市町村に対し必要な修正を加えるべきことを命じ、都市計画審議会がその意見書に係る意見を採択すべ

きでないと議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村が前項の規定により事業計画に修正を加えた場合においては、その修正に係る部分について、更に第一項から本項までに規定する手続を行うべきものとする。

6 都道府県知事は、都道府県が施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合又は市町村が施行する土地区画整理事業について事業計画を認可した場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

7 都道府県又は市町村は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

8 市町村は、第五十二条の事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

9 第一項から第五項までの規定は、第五十二条の事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について、第六項及び第七項の規定は、同條の事業計画の変更をした場合又は変更の認可をした場合の公告について準用する。

(土地区画整理審議会の設置)  
第五十六条 都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地

区画整理審議会(以下本節において「審議会」という。)を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 審議会は、換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び保留地の処分方法に関する事項についてこの法律に定める権限を行う。

4 審議会は、その任務を終了した場合においては、廃止されるものとする。

(審議会の組織)

第五十七条 審議会は、十人から五十人までの範囲内において、政令で定める基準に従つて施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

(委員)

第五十八条 委員は、政令で定めるところにより、施行地区(工区ごとに審議会を置く場合においては、工区。以下本節において同じ。)内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙する。この場合において、それぞれ選挙される委員の数は、施行地区内の宅地の所有者の総数と施行地区内の宅地について借地権を有する者の総数との割合におおむね比例しなければならない。

2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で

第八十五条第一項の規定による申告があつたものうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

3 都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行のため必要があると認める場合においては、第一項前段の規定にかかわらず、施行規程で定めるところにより、委員の定数の五分の一をこえない範囲内において、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を選任することができる。

4 施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙された委員と施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙された委員とは、相兼ねてはならない。

5 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちからそれぞれ選挙された委員が当該権利を有しなかつた場合及び委員が第六十三条第四項第二号又は第三号に掲げる者となつた場合においては、委員は、その地位を失う。

6 委員の任期は、三年をこえない範囲内において施行規程で定める。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者は、それぞれの総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から理由を記載し

た書面を都道府県知事又は市町村長に提出して、それぞれそれらの者の選挙に係る委員の改選を請求することができる。

8 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の投票に付さなければならない。

9 委員は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合においては、その地位を失う。この場合においては、その委員について置かれる予備委員も、その地位を失う。

10 前三項に定めるものの外、委員の改選の請求及び第八項の規定による投票に關し必要な事項は、政令で定める。

(予備委員)  
第五十九条 審議会に、施行規程で定めるところにより、施行地区内の宅地の所有者から選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙される委員について予備委員をそれぞれ置くことができる。

2 予備委員の数は、施行規程で定めるものとし、その数は、それぞれ施行地区内の宅地の所有者から選挙すべき委員の数又は施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙すべき委員の数の半数をこえてはならない。

3 予備委員には、前条第一項に規定する選挙において、当選人を除いて、施行規程で定める数以上の

有効投票を得た者がある場合において、施行規程で定めるところにより、得票数の多い者から順次なるものとする。

4 前条第五項の規定は、予備委員について準用する。

5 前条第一項の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合においては、施行規程で定めるところにより、予備委員をもつてこれを補充する。

6 予備委員の任期は、委員の任期による。

(委員の補欠選挙等)  
第六十条 第五十八条第一項の規定により選挙された委員の欠員の数が施行規程で定める数を超えるに至つた場合においては、前条第五項の規定により委員となるべき予備委員がないときは、政令で定めるところにより、補欠選挙を行わなければならない。

2 第五十八条第三項の規定により選任された委員に欠員を生じた場合においては、施行規程で定めるところにより、委員を選任しなければならない。

(審議会の会長)  
第六十一条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が選挙する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長は、委員として審議会の議決に加わることができる。

5 会長に事故がある場合においては、委員のうちからあらかじめ互

選された者がその職務を代理する。

(審議会の招集、会議及び議事)  
第六十二条 審議会は、都道府県知事又は市町村長が招集する。

2 審議会を招集するには、少くとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を委員に通知して、審議会を招集することができる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

(委員の選挙権及び被選挙権)  
第六十三条 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、委員の選挙について、各一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地についての所有権と借地権とをともに有する者は、前項の規定にかかわらず、宅地の所有者として、及び宅地について借地権を有する者として、それぞれ一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

3 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前二項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による



申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前二項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

4 左の各号の一に掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。  
一 未成年者  
二 禁治産者又は準禁治産者  
三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（審議会の決議が開かれぬ場合等の措置）

第六十四条 都道府県又は市町村は、審議会の意見を聞いて処分又は決定をすべき場合において、審議会が同一議題について再度招集されても、正当な理由がなく、会議を開かず、又は意見を提出しないときは、その意見を聞かずに処分又は決定をすることができるとし、審議会の同意を得て処分又は決定をすべき場合において、審議会が同一議題について再度招集されても、正当な理由がなく、会議を開かないときは、その同意を得ないで処分又は決定をすることができるとする。

第六十五条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。

2 前項の評価員は、非常勤とする。

8 都道府県又は市町村は、換地計画において清算金若しくは保留地を定めようとする場合、第九十九条第一項の規定により減価補償金を交付しようとする場合及び第二百二十条第一項の規定により費用を負担させる金額を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額並びに第九十三条第一項、第三項又は第四項の規定により定められる建築物の部分の価額を評価しなければならないものとして、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見を聞かなければならない。

第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長  
(施行規程及び事業計画の決定)  
第六十六条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、第三項第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合においては、市町村長は、その施行規程及び事業計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(施行規程)  
第六十七条 前条の施行規程は、建設大臣が土地区画整理事業を施行する場合にあつては建設省令で、都道府県知事又は市町村長が土地区画整理事業を施行する場合にあつては都道府県又は市町村の規則で定める。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の施行規程について準用する。

第六十八条 第六条の規定は、第六十六条の事業計画について準用する。

(施行規程及び事業計画の決定及び変更)  
第六十九条 都道府県知事又は市町村長が第六十六条の施行規程及び事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その施行規程及び事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都市計画審議会に付議しなければならない。

4 都道府県知事は、都市計画審議会が前項の意見書に係る意見を採択すべきであると議決した場合においては、都道府県知事が定めようとする施行規程及び事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村長が定めようとする施行規程及び事業計画についてはその市町村長に対し必要な修正を加えるべきことを命じ、都市計画審議会がその意見書に係る意見を採択すべきでないとして議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長が前項の規定により施行規程及び事業計画に修正を加えた場合においては、更にその修正に係る部分について第一項から本項までに規定する手続を行うべきものとする。

6 都道府県知事は、その施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合又は市町村長が施行する土地区画整理事業について施行規程及び事業計画を認可した場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

7 都道府県知事又は市町村長は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

8 市町村長は、第六十六条の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

9 第一項から第五項までの規定は、第六十六条の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第六項及び第七項の規定は、同条の施行規程又は事業計画の変更をした場合又は変更の認可をした場合の公告について準用する。

第一項から第五項まで（前項において準用する場合を含む。）の規定に準じ、政令で定めるところにより、施行規程及び事業計画を定め、及び変更するものとする。この場合においては、第六項及び第七項の規定は、事業計画を決定し、又は変更した場合の公告について準用する。

(土地区画整理審議会)  
第七十条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業ごとに、それぞれ建設省、都道府県知事又は市町村長の附属機関として土地区画整理審議会（以下本節において「審議会」という。）を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、前項に規定する審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は第六十四条中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は第六十六条中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「建設大臣、都道府県知事又は市町村長」と読み替へるものとする。

(評価員)  
第七十一条 第六十五条の規定は、建設大臣、都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は同

条第一項若しくは第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは、「建設大臣、都道府県知事又は市町村長」と読み替へるものとする。

### 第三章 土地区画整理事業

#### 第一節 通則

(測量及び調査のための土地の立入等)

第七十二条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三條第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者又は組合についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。

2 前項の規定に於て他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならぬ。但し、前項前段に掲げる者にあつては、通知することが著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代へることができる。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入の際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な事由がない限り、第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合においては、その所有者及び占有者がその場所にいらないため、その承諾を得ることが困難であり、且つ、その現状を著しく損傷しないときは、第一項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じた者又は委任した者を含む)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

7 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者又は前項の規定により植物若しくはかき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

(土地の立入等に伴う損失の補償)

第七十三条 国、都道府県若しくは市町村又は前条第一項後段に掲げる者は、同条同項又は第六項の規定による行為に因り他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百九十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

4 建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は前条第一項後段に掲げる者は、前条第一項又は第六項の規定による行為を自らし、又はその命じた者若しくは委任した者にさせた場合においては、その行為に因り他人に損失を与えたと認めるときは、その損失の程度を証するため必要な資料を作成しておかなければならない。

#### (関係簿書の閲覧等)

第七十四条 建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は第七十二条第一項後段に掲げる者は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、施行地区となるべき区域又は施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(技術的援助の請求)

第七十五条 第三條第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者又は組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村又は市町村長は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県又は都道府県知事は建設大臣に対し、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ土地区画整理事業に關し専門的知識を有する職員が技術的援助を求めることができる。

#### (建築行為等の制限)

第七十六条 左の各号に掲げる公告があつた日後、第三條第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは、積を行おうとする者は、建設大臣が施行する土地区画整理事業にあつては建設大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行地区の変更を含む事業計画の

変更(以下本項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三 市町村又は市町村長が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は建設大臣が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聞かなければならない。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障

害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ、この場合においては、あらかじめ、それらの者について聴聞を行わなければならない。

5 前項前段の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、建設大臣又は都道府県知事は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(建築物等の移転及び除却)  
第七十七条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地若しくはその部分となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、第百条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に

関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の使用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下これを本条及び次条において「建築物等」と総称する。）を移転し、又は除却することが必要となつたときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができ

ることができないときは、これに對し第二項の通知及び照会をしない、過失がなく占有者を確知することができないときは、これに對し同項の通知をしない、移転し、又は除却することができ、この場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨を、政令で定めるところにより公告しなければならない。

第七十八條 前条第一項の規定により施行者が建築物等を移転し、若しくは除却したことに因り他人に損失を与えた場合又は同条第二項の照会を受けた者が自ら建築物等を移転し、若しくは除却したこと

は、移転又は除却に因り生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第一項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。

第七十三條第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第四項中「建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は前条第一項後段に掲げる者」とあるのは「施行者」と、前条第一項又は第六項」とあるのは「第七十七條第一項」と読み替えるものとする。

2 施行者は、前項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に對し照会しなければならない。

5 第三項の規定は、前項後段の規定により公告をする場合における期限について準用する。

2 前条第一項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第二項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第七十六條第四項若しくは第五項の規定により移転若しくは除却を命ぜられていないものである場合、都市計画法（大正八年法律第三十六號）第十一條若しくは第十一條ノ二に基く命令の規定により原状回復を命ぜられていないものである場合又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第九條の規定により移転若しくは除却を命ぜられていないものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に對して

4 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三號）第五條及び第六條の規定は施行者（個人施行者及び組合を除く。）が第二項の規定により費用を徴収する場合について、第四十一條の規定は組合が第二項の規定により徴収する徴収金を滞納する者がある場合について準用する。

6 前項に規定する先取特權、質權又は抵當權を有する債權者は、同項

3 前項の場合において、住居の使用に供している建築物については、同項の相当の期限は、三月を下つてはならない。但し、建築物の一部について政令で定める軽微な移転若しくは除却をする場合又は前条第一項の規定に違反し、若しくは同条第三項の規定により附された条件に違反して建築されている建築物で既に同条第四項若しくは第五項の規定により移転若しくは除却が命ぜられ、若しくはその旨が公告されたものを移転し、若しくは除却する場合については、この限りでない。

7 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。

5 施行者は、前条第一項の規定により除却した建築物等に対する補償金を支払う場合において、その建築物等について先取特權、質權又は抵當權があるときは、その補償金を供託しなければならない。但し、先取特權、質權又は抵當權を有する債權者から供託をしないもよい旨の申出があつた場合においては、この限りでない。

6 前項に規定する先取特權、質權又は抵當權を有する債權者は、同項

第一類第十六号(附屬の四) 建設委員会農林委員会連合審査会議録第一号 昭和二十九年四月二十二日

4 第一項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、施行者は、過失がなく建築物等の所有者を確知する

8 第六項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする者

は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

は、移転又は除却に因り生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第一項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。

の規定により供託された補償金についてその権利を行うことができる。

(土地等の使用)

第七十九条 第三項又は第四項の規定による施行者は、移転し、又は除却しなければならぬ建築物に居住する者を一時的に収容するために必要な施設、公共施設に關する工事の施行のために必要な材料置場等の施設その他土地の整理事業の施行のために欠くことのできない施設を設置するため必要がある場合においては、土地収用法で定めるところに従い、土地を使用することができ、この場合においては、施行者が市町村であるときはその事業計画の認可をもつて土地収用法第二十條の規定により都道府県知事のした事業の認定とみなし、施行者がその他の者であるときは事業計画の認可又は決定をもつて同法同條の規定により建設大臣のした事業の認定とみなす。

(工事施行のための土地の立入等)  
第八十条 第九十八條第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合は第九百條第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益すること停止させた場合において、それらの処分により使用し、又は収益することができ、その処分については、従前の宅地又はその部分については、施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、その宅地の所

有者及び占有者の同意を得ることなく、土地の整理事業の施行に必要な範囲内において、これに立ち入つて土地の整理事業の工事を行い、その他その土地の整理事業の施行のためにこれを使用することができ、

(標識の設置)

第八十一条 施行者は、土地の整理事業の施行に必要な測量を行うため、又は仮換地若しくは換地の位置を表示するため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、第三百三條第四項の公告がある日までは、前項の規定により設けられた標識を施行者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(土地の分筆及び合筆)

第八十二条 施行者は、土地の整理事業の施行のために土地を分筆し、又は合筆する必要がある場合においては、その土地の分筆又は合筆については、土地の所有者に代つて土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第二十六條に規定する手続をすることができる。

2 施行者は、次條の規定による届出をする場合において、一筆の土地が施行地区の内外又は二以上の工区にわたるときは、その届出とともに、その土地の分筆の手続をしなければならぬ。

(登記所への届出)

第八十三条 施行者は、第七十六條第一項各号に掲げる公告があつた場合においては、当該施行地区を

管轄する登記所に、建設省令で定める事項を届け出なければならない。

(関係簿書の備付)

第八十四条 施行者は、規約、定款又は施行規程並びに事業計画及び換地計画に關する図書その他政令で定める簿書を主たる事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な事由がないのに、これを拒んではならない。

(権利の申告)

第八十五条 施行地区(個人施行者の施行する土地の整理事業に係るものを除く)内の宅地についての所有権以外の権利で登記のないものを有し、又は有することとなつた者は、当該権利の存する宅地の所有者若しくは当該権利の目的である権利を有する者と連署し、又は当該権利を証する書類を添えて、建設省令で定めるところにより、書面をもつてその権利の種類及び内容を施行者に申告しなければならない。

2 第十九條第三項(第三十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による申告があつた未登記の借地権は、前項の規定による申告があつたものとみなす。

3 第一項の規定による申告に係る登記のない権利(前項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を含む。)の移転、変更又は消滅があつた場合は、当該移転、変更又は消滅に係る当事者は、連署し、

建設省令で定めるところにより、書面をもつてその旨を施行者に届け出なければならない。

4 施行者は、議決権又は選挙権を行う者を確定するため必要がある場合においては借地権について、換地計画の決定又は仮換地の指定のため必要がある場合においては宅地についての所有権以外の権利について、その必要限度において、第一項又は前項の規定にかかわらず、定款又は施行規程で定めるところにより、一定期間第一項の申告又は前項の届出を受理しないこととすることができる。

5 個人施行者以外の施行者は、第一項の規定により申告しなければならない権利でその申告のないもの(第二項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を除く。)については、その申告がない限り、これを存しないものとみなして、本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をすることができるものとし、第一項の規定による申告があつた施行地区内の宅地について存する登記のない権利(第二項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を含む。)で第三項の規定による届出のないものについては、その届出のない限り、その権利の移転、変更又は消滅がないものとみなして、本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をすることができる。

6 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は第三項の規定により組合に対してされた申告又は届出は、第十四條に規定する認可を受けた者が受理するものとする。

第二節 換地計画

(換地計画の決定及び認可)

第八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村又は市町村長であるときは、建設省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 施行地区が工区に分れてゐる場合においては、前項の換地計画は、工区ごとに定めることができ、

8 都道府県知事は、第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反してゐること。

二 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反してゐること。

三 換地計画の内容が事業計画の内容とてい、舛してゐること。

(換地計画)

第八十七条 前条第一項の換地計画においては、建設省令で定めるところにより、左の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 換地設計
- 二 各筆換地明細
- 三 各筆各権利別清算金明細

四 保留地その他の特別の定をする土地の明細

五 その他建設省令で定める事項  
(換地計画に關する關係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理)

第八十八條 第八條の規定は、換地計画について認可を申請しようとする個人施行者について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替へるものとする。

2 個人施行者以外の施行者は、換地計画を定めようとする場合においては、その換地計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならぬ。

3 利害關係者は、前項の規定により縦覧に供された換地計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができる。

4 施行者は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであることと認めるときは換地計画に必要な修正を加へ、その意見書に係る意見を採択すべきでないことと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 施行者が前項の規定により換地計画に必要な修正を加へた場合においては、その修正に係る部分について更に第二項から本項までに規定する手続を行うべきものとす。但し、その修正が政令で定める軽微なもの又は形式的なものである場合には、この限りでない。

ある場合においては、この限りでない。

6 第三條第三項又は第四項の規定による施行者は、第二項の規定により縦覧に供すべき換地計画を作成しようとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場合においては、土地區画整理審議会の意見を聞かなければならない。

7 施行者は、第四項の規定により意見書の内容を審査する場合において、その意見書が農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)にいう農地又は採草放牧地に係るものであり、且つ、その意見書を提出した者が当該換地計画に係る区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者以外の者であるときは、その農地又は採草放牧地を管轄する市町村農業委員会の意見を聞かなければならない。

(換地)

第八十九條 換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない。

2 前項の規定により換地を定める場合においては、従前の宅地については所有権及び借地権以外の権利又は処分権の制限があるときは、その換地についてこれらの権利又は処分権の制限の目的となるべき宅地又はその部分を前項の規定に準じて定めなければならない。

(所有者の同意により換地を定めない場合)  
第九十條 宅地の所有者の申出又は

同意があつた場合においては、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないのである。この場合においては、施行者は、換地を定めない宅地又はその部分について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ、換地を定めないのである。これら者の同意を得なければならない。

(宅地地積の適正化)

第九十一條 第三條第三項又は第四項の規定により施行する土地區画整理事業の換地計画においては、災害を防止し、及び衛生の向上を図るため宅地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認められる場合においては、その換地計画に係る区域内の地積が小である宅地について、過小宅地とならないように換地を定めることができる。

2 前項の過小宅地の基準となる地積は、政令で定める基準に従い、施行者が土地區画整理審議会の同意を得て定める。

3 第一項の場合において、土地區画整理審議会の同意があつたときは、地積が著しく小であるため地積を増して換地を定めることが適当でないことと認められる宅地について、換地計画において換地を定めないのである。

4 第一項の規定により宅地が過小宅地とならないように換地を定めるため特別な必要があると認めら

れる場合においては、土地區画整理審議会の同意があつたときは、地積が大で余裕がある宅地について、換地計画において地積を特に減じて換地を定めることができる。

(借地地積の適正化)

第九十二條 第三條第三項又は第四項の規定により施行する土地區画整理事業の換地計画においては、災害を防止し、及び衛生の向上を図るため借地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認められる場合においては、その換地計画に係る区域内の地積が小である借地の借地権について、過小借地とならないように当該借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めることができる。

2 前項の過小借地の基準となる地積は、前条第二項の規定により定められた地積とする。

3 第一項の場合において、土地區画整理審議会の同意があつたときは、地積が著しく小であるため地積を増して借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めることが適当でないことと認められる借地権について、換地計画において当該借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めないのである。

4 第一項の規定により借地が過小借地とならないように借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めるため特別な必要があると認められる場合においては、土地區画整理審議会の同意があつたときは、その借地の所有者が所有し、且つ、当

該借地権の目的となつていない宅地又はその部分について存する地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができ、換地計画において、地積を特に減じて当該借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めることができる。

(宅地の立体化)

第九十三條 第三條第三項又は第四項の規定による施行者は、第九十一條第一項の規定により過小宅地とならないように換地を定めることができる宅地又は前条第一項の規定により過小借地とならないように借地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めることができる借地権については、土地區画整理審議会の同意を得て、換地計画において、換地又は借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めないので、施行者が処分する権限を有する建築物の一部(その建築物の共用部分の共有持分を含む。以下同じ)及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めることができる。

2 前項の場合において、建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を手えられないで、金銭により清算すべき旨の申出があつたときは、当該宅地又は借地権については、前項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を手えられないで定めることができるものとする。

3 施行者は、換地計画に係る区域内の宅地の所有者の申出又は同意があつた場合においては、その宅

地の全部又は一部について、換地計画において換地を定め、換地施行者が処分する権利を有する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めることができる。この場合において、施行者は、換地を定め、換地部分について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することが出来る権利を有する者があるときは、これらの者の同意を得なければならない。

4 第九十条又は前項の規定により換地を定め、換地又はその部分について借地権を有する者がある場合において、その者がこれらの規定による同意にあわせて、その借地権について建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるべき旨を申し出たときは、施行者は、換地計画においてその借地権について施行者が処分する権利を有する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めることができる。

5 第一項、第三項及び前項に規定する建築物は、その主要構造部が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造のものでなければならぬ。

(清算金)  
第九十四条 換地又は換地について権利(処分)の制限を含む、所有権及び地役権を含む。以下本条において同じ。の目的となるべき宅地若しくはその部分を定め、又は定めない場合において、不均衡が生ずると認められるときは、従前

の宅地又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地又は換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮して、金銭により清算するものとし、換地計画においてその額を定めなければならない。この場合において、前条第一項、第三項又は第四項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める宅地又は借地権については、当該建築物の一部及びその建築物の存する土地の位置、面積、利用状況、環境等をも考慮しなければならないものとする。

(特別の宅地に関する措置)  
第九十五条 左の各号に掲げる宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。

- 一 鉄道、軌道、飛行場、港湾、学校、市場、と畜場、墓地、火葬場、じんかい焼却場及び防火、防水、防砂又は防潮の施設その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地
- 二 病院、療養所、診療所その他の医療事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地
- 三 養老施設、救護施設その他の社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

四 電気工作物、ガス工作物その他の公益事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

五 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

六 その他特別の事情のある宅地で政令で定めるもの

2 工区ごとに換地計画を定める場合において必要があるときは、一の工区において換地を定め、他の工区に於ける宅地について、その宅地を他の工区にあるものとみなして、当該他の工区に係る換地計画において換地を定めることができる。

3 第一項第一号から第五号までに掲げる施設で主として当該換地計画に係る区域内に居住する者の利便に供するものの用に新たに供すべき土地については、換地計画において、一定の土地を当該施設のために、その土地を当該施設のために供すべき宅地として定めることができる。この場合において、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

4 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定により重要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物その他の土地の定着物でその文化財としての性質上これを移転することが適当でないものの所在する宅地については、これらの定着物の移転の

必要を生じないように、換地計画において換地を定めなければならない。

5 第一項第一号から第五号までに掲げる施設で主として当該換地計画に係る区域内に居住する者の利便に供するものの用に供している宅地又はその用に供すべき土地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に、特別の定額を加算することができる。

6 第三項第三項又は第四項の規定による施行者は、前各項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

(保留地)  
第九十六条 第三項第一項又は第二項の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、又は規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地を換地として定め、一定の土地を保留地として定めることができる。

2 第三項第三項又は第四項の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額(第九十三条第一項、第三項又は第四項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合においては、当該建築物の価額を含むものとする。以下同じ。)がその土地区画整理事業の施

行前の宅地の価額の総額をこえる場合においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額をこえない価額の一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。

3 第三項第三項又は第四項の規定による施行者は、前項の規定により保留地を定めようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

(換地計画の変更)  
第九十七条 個人施行者、組合、市町村又は市町村長は、換地計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第八項の規定は換地計画を変更しようとする個人施行者について、第八十六条第三項の規定は個人施行者から前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第八条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替へるものとする。

3 第八十六条第三項の規定は個人施行者以外の施行者から第一項に規定する認可の申請があつた場合について、第八十八条第二項から第七項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。この場合において、第八十八条第





(仮清算)

第二百二条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地を指定した場合又は第九十九条第一項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があるとき、第九十九条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。

2 第二百二条の規定は、施行者が前項の規定により仮清算金を交付する場合において、宅地又は宅地について存する権利について先取特権、質権又は抵当権があるときについて準用する。

第四節 換地処分

(換地処分)

第二百三条 換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において、遅滞なく、しなければならない。但し、規約、定款又は施行規程に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

3 個人施行者、組合、市町村又は市町村長は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。建設大臣又は都道府県知事は、換地処分をした場合においては、

その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 換地処分の結果、市町村の区域内の町又は字の区域又は名称について変更又は廃止をすることが必要となる場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廃止の効力が同時に発生するように、その公告をしなければならない。

(換地処分の効果)

第二百四条 前条第四項の公告があつた場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があつた日の翌日から従前の宅地とみなされるものとし、換地計画において換地を定めなかつた従前の宅地について存する権利は、その公告があつた日が終了した時において消滅するものとする。

2 前条第四項の公告があつた場合においては、従前の宅地について存した所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限について、換地計画において換地について定められたこれらの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分は、その公告があつた日の翌日から従前の宅地について存したこれらの権利又は処分の制限の目的である宅地又はその部分とみなされるものとし、換地計画において換地について目的となるべき宅地の部分を定められなかつたこれらの権利は、その公告があつた日が

終了した時において消滅するものとする。

3 前二項の規定は、行政上又は裁判上の処分従前の宅地に専属するものに影響を及ぼさない。

4 施行地区内の宅地について存する地役権は、第一項の規定にかかわらず、前条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。

5 土地区画整理事業の施行に因り行使する利益がなくなつた地役権は、前条第四項の公告があつた日が終了した時において消滅する。

6 第九十三条第一項、第三項又は第四項の規定により換地計画において建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるように定められた宅地又は借地権を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得するものとする。この場合においては、従前の宅地又は借地権について存した先取特権、質権又は抵当権は、同条同項の公告があつた日の翌日以後においては、その建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分の存する土地の共有持分の上に存するものとする。

7 第九十四条の規定により換地計画において定められた清算金は、前条第四項の公告があつた日の翌日において確定する。

8 第九十五条第二項又は第三項の規定により換地計画において定められた換地は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、当該換地の所有者となるべきものとして換地計画において定められた者が取得する。

9 第九十六条第一項又は第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、第三項第一項、第二項又は第三項の規定による土地区画整理事業にあつては施行者が、同条第四項の規定による土地区画整理事業にあつてはそれぞれ、都道府県又は市町村が取得する。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二百五条 換地計画において換地を宅地以外の土地に定めた場合において、その土地に存する公共施設が廃止されるときは、これに代るべき公共施設の用に供する土地は、その廃止される公共施設の用に供していた土地が国の所有する土地である場合においては国に、地方公共団体の所有する土地である場合においては地方公共団体に、第九十三条第四項の公告があつた日の翌日においてそれぞれ帰属する。

2 換地計画において換地を宅地以外の土地に定めた場合においては、その土地について存する従前の権利は、第九十三条第四項の公告があつた日が終了した時において消滅する。

3 土地区画整理事業の施行に因り生じた公共施設の用に供する土地は、第一項の規定に該当する場合を除き、第九十三条第四項の公

告があつた日の翌日において、その公共施設を管理すべき者(当該公共施設を管理すべき者が主務大臣、都道府県知事又は市町村長である場合においては、それぞれ、都道府県又は市町村)に帰属するものとする。

(土地区画整理事業の施行により設置された公共施設の管理)

第二百六条 土地区画整理事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第九十三条第四項の公告があつた日の翌日において、その公共施設の所在する市町村の管理に属するものとする。但し、管理すべき者について、他の法律又は規約、定款若しくは施行規程に別段の定めがある場合においては、この限りでない。

2 施行者は、第九十三条第四項の公告があつた日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理する者となるべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、第九十三条第四項の公告があつた日の翌日において、公共施設に関する工事を完了して、ない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。但し、当該公共施設のうち工事を完了した部分については、その管理を引き継ぐことができる。この限りでない。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継の申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画において定められた設計に適合しない場合の外、その引継を拒むことができない。

(換地処分に伴う登記等)

第七七条 施行者は、第三三三條第四項の公告があつた場合においては、直ちに、その旨を換地計画に係る区域を管轄する登記所に通知しなければならない。

2 施行者は、第三三三條第四項の公告があつた場合において、施行地区内の既登記の土地及び建物について土地区画整理事業の施行に因り変動があつたときは、遅滞なく、その変動に係る登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

3 第三三三條第四項の公告があつた日後においては、施行地区内の土地及び建物に関しては、前項に規定する登記がされるまでは、他の登記をすることができない。但し、登記の申請人が確定日付のある書類によりその公告前に登記原因が生じたことを証明した場合においては、この限りでない。

4 施行地区内の土地及びその土地に存する建物の登記については、政令で、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

(保留地等の処分)

第八八条 第三三三條又は第四四四條の規定による施行者は、第四四四條

第九項の規定により取得した保留地を、当該保留地を定めた目的のために、当該保留地を定めた目的に適合し、且つ、土地区画整理審議会の同意を得て定められた方法に従つて処分しなければならない。この場合において、施行者が建設大臣であるときは国の、都道府県又は都道府県知事であるときは都道府県の、市町村又は市町村長であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

2 第三三三條第三項又は第四四四條の規定による施行者は、第四四四條第六項前段の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得させる場合については、施行者が建設大臣であるときは国の、都道府県又は都道府県知事であるときは都道府県の、市町村又は市町村長であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

第五節 減価補償金

第九九条 第三三三條第三項又は第四四四條の規定による施行者は、土地区画整理事業の施行に因り、土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額より減少した場合においては、その差額に相当する金額を、その公告があつた日における従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ、政令で定

める基準に従い、減価補償金として交付しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による減価補償金を交付しようとする場合においては、各権利者別の交付額について、土地区画整理審議会の意見を聞かなければならない。

第六節 清算

(清算金の徴収及び交付)

第一百十條 施行者は、第三三三條第四項の公告があつた場合においては、第四四四條第七項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第四四四條第一項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して、分割徴収し、又は分割交付することができる。

3 第三三三條第三項又は第四四四條の規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を附した場合において、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者がある場合においては、督促状を差出して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

定による施行者は、政令で定めるところにより、十円以下の督促手数料を徴収することができる。

5 第四四四條の規定は組合が第一項の規定により徴収すべき清算金を滞納する者がある場合について、第四四四條の規定は組合が清算金及び督促手数料を徴収する権利について準用する。

(清算金等の相殺)

第一百一十條 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金又は減価補償金とを相殺することができる。

2 施行者は、減価補償金が次条第一項の規定により供託する必要があるものである場合においては、その減価補償金は、前項の規定にかかわらず、その減価補償金に係る宅地又はその宅地について存する権利について徴収すべき清算金とのみ相殺することができる。

(抵当権等が存する場合の清算金等の供託)

第一百一十二條 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付する場合において、当該宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権があるときは、その清算金又は減価補償金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申出があつた場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項の規定により供託された清算金又は減価補償金についてその権利を行うことができる。

第七節 権利関係の調整

(地代等の増減の請求等)

第一百三三條 土地区画整理事業の施行に因り地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用し、若しくは収益することができ、権利の目的である土地又は地役権についての承役地の利用が増し、又は妨げられるに至つたため、従前の地代、小作料、賃借料その他の使用料又は地役権の対価が不相当となつた場合においては、当事者は、契約の条件にかかわらず、将来に向つてこれらの増減を請求することができる。

2 前項の規定により従前の地代、小作料、賃借料その他の使用料又は地役権の対価の増減の請求があつた場合において、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除してその義務を免れることができる。

(権利の放棄等)

第一百四四條 土地区画整理事業の施行に因り地上権、永小作権、賃借権その他の土地について使用し、若しくは収益することができ、権利又は地役権を設定した目的を達することができなくなつた場合においては、これらの権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

2 前項の規定により権利を放棄し、又は契約を解除しようとする者は、当該宅地(地役権について、当該要役地)を他の者に使用させ、又は収益させている場合において、その者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定により権利を放棄し、又は契約を解除した者は、その権利を放棄し、又は契約を解除したことにより生じた損失の補償を施行者に対して請求することができる。この場合において、施行者が損失の補償をしたときは、施行者は、当該宅地(地役権について、当該要役地)以下本項において同じ)の所有者又は当該宅地をその損失の補償を受けた者に使用させ、若しくは収益させていた者に対して、その者が受ける利益の限度において求償することができる。

4 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項前段の規定による損失の補償について準用する。この場合において、これらの規定中「損失を与えた者」とあるのは、「施行者」と読み替えるものとする。  
(地役権の設定の請求)  
第百十五條 土地区画整理事業の施行に因り従前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第百十三條第一項の規定による請求に基づく地役権の対価の減額があつた場合においては、この限りでない。

(移転建築物の賃貸借料の増減の請求等)  
第百十六條 土地区画整理事業の施行に因り建築物が移転された結果、その建築物の利用が増し、又は妨げられるに至つたため、従前の賃貸借料が不当となつた場合においては、当事者は、契約の条件にかかわらず、将来に向つて賃貸借料の増減を請求することができる。

2 前項の規定により賃貸料の増額の請求があつた場合においては、建築物について賃借権を有する者は、その契約を解除してその義務を免れることができる。

3 土地区画整理事業の施行に因り建築物が移転された結果、その建築物を賃借した目的を達することができなくなつた場合においては、建築物について賃借権を有する者は、その契約を解除することができる。

4 前項の規定により契約を解除した者は、施行者に対し、その契約を解除したことにより生じた損失の補償を請求することができる。この場合において、施行者が損失の補償をしたときは、施行者は、当該建築物の賃貸人に対して、その者が受ける利益の限度において求償することができる。

5 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、これらの規定中「損失を与えた者」とあるのは、「施行者」と読み替えるものとする。

(請求の期限)

第百十七條 第百十三條第四項の公告があつた日から起算して二月を経過した日以後は、第百十三條第一項の規定による地代等の増減の請求、第百十四條第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第百十五條の規定による地役権の設定の請求、前条第一項の規定による賃貸借料の増減の請求又は同条第三項の規定による契約の解除の請求は、することができない。

第四章 費用の負担及び補助(費用の負担)

第百十八條 第三條第一項、第二項又は第三項の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用は、施行者が負担する。

2 第三條第四項の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業に要する費用は、当該都道府県又は市町村が負担し、同条同項の規定により建設大臣が施行する土地区画整理事業に要する費用は、国が負担する。

3 国は、第三條第四項の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業について、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担する。

(地方公共団体の分担金)  
第百十九條 都道府県知事は、第三條第三項又は第四項の規定により都道府県又は都道府県知事が施行する土地区画整理事業の施行に因り利益を受ける市町村に対し、建

設大臣は、同条第四項の規定により施行する土地区画整理事業の施行に因り利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 都道府県知事又は建設大臣は、前項の規定により、利益を受ける市町村又は地方公共団体に對し、土地区画整理事業に要する費用の一部を負担せよとする場合においては、あらかじめ、当該市町村又は地方公共団体の意見を聞かなければならない。

(受益者負担金)

第百二十條 第三條第三項又は第四項の規定による施行者は、施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者で土地区画整理事業の施行に因り著しく利益を受けるものがある場合においては、それらの者に、それらの者の受ける利益の限度において、政令で定める基準に従い施行規程で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 第百十條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により負担させた金銭を滞納する者がある場合について準用する。

(補助金)

第百二十一條 国は、第三條第三項の規定により施行する土地区画整理事業が大規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場

合又は災害その他の特別の事情に因り施行されるものである場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるため、その費用の二分の一以内を施行者に対し補助金として交付することができる。

第五章 監督

(設計に関する建設大臣の認可)

第百二十二條 都道府県知事は、第三條第一項の規定による土地区画整理事業の施行、組合の設立又は市町村若しくは市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画について認可しようとする場合においては、当該事業計画において定める設計について建設大臣の認可を受けなければならない。設計の変更を伴う事業計画の変更を認可しようとする場合においても、同様とする。

2 都道府県又は都道府県知事は、事業計画を定めようとする場合においては、その事業計画において定める設計について建設大臣の認可を受けなければならない。設計の変更を伴う事業計画の変更をしようとする場合においても、同様とする。

3 前二項の規定は、政令で定める小規模の土地区画整理事業に係る設計及び政令で定める軽微な設計の変更については、適用しない。

(報告、勧告等)

第百二十三條 建設大臣は都道府県、市町村、都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は個

人施行者、組合、市町村又は市町村長に対し、市町村長は個人施行者又は組合に対し、それぞれその施行する土地区画整理事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることが出来る。

(個人施行者に対する監督)  
第二百二十四条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律（これに基づく命令を含む。以下本章において同じ。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を調査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることが出来る。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、その施行者に対する土地区画整理事業の施行について、この認可を取り消すことが出来る。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消すとする場合においては、あらかじめ、その施行者について、必要な限度において、その施行者のした処分の取消、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることが出来る。

4 都道府県知事は、第二項の規定により認可を取り消した場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消に因る土地区画整理事業の廃止をもつて第三者に対抗することが出来ない。

正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることが出来る。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお總會を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことが出来る。

5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消すとする場合には、あらかじめ、その組合の役員又は組合の設立についての認可を受けた者について、聴聞を行わなければならない。

6 都道府県知事は、第三十二条第三項の規定により組合員から總會の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が總會を招集しないときは、これらの組合員の申出に基き、總會を招集しなければならない。第三十五条第三項又は第三十六条第四項において準用する第三十二条第三項の規定により組合員又は総代から總會の部会又は総代会の招集の請求があつた場合においては、理事及び監事が總會の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。

7 都道府県知事は、第二十七条第七項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基き、これを組合員の投票に付さなければならない。

8 都道府県知事は、組合の組合員が總會の十分の一以上の同意を得て、總會若しくはその部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことが出来る。

の組合員の申出に基き、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十七条第四項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときも同様とする。

8 都道府県知事は、組合の組合員が總會の十分の一以上の同意を得て、總會若しくはその部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の請求をした場合においては、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことが出来る。

(都道府県、市町村等に対する監督)  
第二百二十六条 建設大臣は、都道府県、市町村、都道府県知事又は市町村長に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事、この法律又はこれに基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることが出来る。

(訴訟)  
第二百二十七条 個人施行者以外の施行者又は行政庁がこの法律に基いてした処分に對して不服のある者は、当該処分があつた日から一月以内に、組合、市町村又は市町村長がした処分に對しては都道府県知事に、都道府県、都道府県知事又は建設大臣がした処分に對しては建設大臣に訴願することが出来る。

2 前項の規定により都道府県知事がした訴願の裁決に對して不服のある者は、裁決のあつた日から一月以内に、建設大臣に訴願することが出来る。

第六章 雑則  
第二百二十八条 現に施行されている土地区画整理事業の施行地区となつてゐる区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、土地区画整理事業を施行することが出来ない。

は、当該処分があつた日から一月以内に、組合、市町村又は市町村長がした処分に對しては都道府県知事に、都道府県、都道府県知事又は建設大臣がした処分に對しては建設大臣に訴願することが出来る。

2 前項の規定により都道府県知事がした訴願の裁決に對して不服のある者は、裁決のあつた日から一月以内に、建設大臣に訴願することが出来る。

2 現に施行されている土地区画整理事業の施行地区となつてゐる区域については、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者があつた場合においては、その土地区画整理事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3 個人施行者又は組合は、第一項に規定する同意を手えようとする場合においては、土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その土地区画整理事業の引継についてその債権者の同意を得なければならない。

4 第二項の規定により個人施行者又は組合が施行していた土地区画整理事業が引き継がれた場合においては、当該施行地区となつてゐる

る区域について新たに施行者となつた者に係る第九條第二項(第十條第三項において準用する場合を含む。)、第二十一條第二項、第三十九條第四項、第五十五條第六項(同條第九項において準用する場合を含む。)、又は第六十九條第六項(同條第九項及び第十項において準用する場合を含む。の公告があつた日において、当該個人施行者が施行する土地區画整理事業は廃止されるものとし、当該組合は解散するものとする。

5 第二項の規定により土地區画整理事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が土地區画整理事業の施行に關して有していた權利義務(その者がその施行する土地區画整理事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する權利義務を含む。)を承継する。

(処分、手続等の効力)

第二百二十九條 土地區画整理事業を施行しようとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又は土地區画整理事業の施行に係る土地若しくはその土地に存する工作物その他の物件について權利を有する者の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基く命令、規約、定款若しくは施行規程の規定により従前のこれらの者がした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の

行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。  
(宅地の共有者等の取扱)

第三百十條 宅地の共有者若しくは共同借地権者又は宅地の同一部分に二人以上の借地権者がある場合のこれらの借地権者は、第八條(第十條第三項において準用する場合を含む。)、第十八條(第三十九條第二項において準用する場合を含む。)、第二十五條第一項、第五十八條第一項(第七十條第三項において準用する場合を含む。及び第七十條第三項において準用する場合を含む。の規定の適用については、あわせて一の所有者又は借地権者とみなす。但し、これらの者のみにより土地區画整理事業を施行しようとし、若しくは施行する場合又はこれらの者のみにより組合を設立しようとし、若しくはこれらの者のみが組合の組合員となつてゐる場合においては、この限りでない。

2 前項本文の規定により一の所有者又は借地権者とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならぬ。

3 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、施行者に対抗することができない。  
4 第二項の代表者の解任は、施行者にその旨を通知するまでは、これをもつて施行者に対抗することができない。

5 第二項の規定により代表者を選任しなければならない場合において、同項の規定による通知がないときは、施行者がこの法律又はこの法律に基く命令、規約、定款若しくは施行規程の規定により第一項本文に掲げる者に対してする行為は、これらの者のうちいずれか一人に対してすることをもつて足りる。  
(公有水面の取扱)

第三百十一條 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条に規定する免許を受けた者がある場合においては、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者とみなす。  
(債権者の同意の基準)

第三百十二條 第十條第二項、第十三條第二項、第三十九條第三項、第四十五條第三項、第五十條第四項又は第二百二十八條第三項の規定による同意を求められた債権者は、正当な事由がある場合を除いては、その同意を拒むことができない。  
(書類の送付にかゝる公告)

第三百十三條 施行者は、土地區画整理事業の施行に關して書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確定することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付にかゝることができぬ。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。  
(意見書の提出の期間の計算等)

第三百十四條 この法律の規定による意見書が郵便で差し出された場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。  
2 この法律の規定による意見書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき事由がある場合においては、受理することができる。

(他の工事の費用の負担)

第三百十五條 土地區画整理事業の施行に因りその施行地区に隣接する鉄道若しくは軌道の踏切又は橋の新設若しくは変更の工事を施行する必要がある場合には、その工事に要する費用は、その必要を生じた場合において、施行者が負担するものとする。  
2 前項の工事の設計及び施行方法は、当該工事を施行する者と当該施行者との協議により定めなければならない。

(土地區画整理事業と農地等の關係の調整)

第三百十六條 都道府県知事は、事業計画若しくは事業計画の変更について審査する場合又は事業計画を定め、若しくは変更しようとする場合において、当該土地區画整理事業が、農地の廃止を伴うものであるとき、又は用排水施設その他農地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を

廃止し、変更し、その他これらの施設の管理若しくはこれらの施設のの新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該事業計画又はその変更について、当該農地を管轄する市町村農業委員会(市町村農業委員会が置かれていない市町村については、市町村長及び当該施設を管理する土地改良区の意見を聞かなければならない。但し、政令で定める軽微なものについては、この限りでない。

第七章 罰則

第三百十七條 組合の役員又は総代が、その職務に關して賄受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相當の行為をしなるときは、七年以下の懲役に処する。  
2 組合の役員又は総代であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相當の行為をしなかつたことに關し賄受を受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 組合の役員又は総代がその職務に關し請託を受けて第三者に賄受を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。  
4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄受は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三百十八條 前條第一項から第三項までに掲げる者に対して賄受を供与し、又はその申込若しくは約



束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前条の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三百二十九条 第七十二条第一項の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四百十條 第七十六條第四項の規定による命令に違反して土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四百十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第三百二十九條又は前條に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第四百十二條 第八十一條第二項の規定に違反して同條第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四百十三條 左の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、三万円以下の過料に処する。

一 第十條第二項、第十三條第二項又は第二百二十八條第三項の規定に違反したとき。

二 第二百二十四條第一項の規定による都道府県知事の検査を妨けたとき。

三 第二百二十四條第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

第四百十四條 左の各号に掲げる場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 組合が土地区画整理事業以外の事業を営んだとき。

二 第三十九條第三項、第四十五條第三項、第五十條第四項又は第二百二十八條第三項の規定に違反したとき。

三 第四十七條又は第四十九條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第四十八條の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

五 第二百二十五條第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を妨げたとき。

六 第二百二十五條第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

七 建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

八 組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第四百十五條 左の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八十四條第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第八十四條第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第四百十六條 左の各号に掲げる場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十八條第七項の規定に違反したとき。

二 第三十二條第一項（第三十六條第四項において準用する場合を含む。）又は第三項から第五項まで（第三十五條第三項及び第三十六條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第八十四條第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第八十四條第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第四百十七條 第三十二條第七項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第四百十八條 第二十三條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

#### 附則

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 土地区画整理法施行法案 土地区画整理法施行法 （特別都市計画法の廃止）

第一条 左に掲げる法律は、廃止する。

一 特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）

二 特別都市計画法第四條の規定による国庫補助を国債証券の交付により行う等の法律（昭和二十二年法律第二百二十七号）

（二人で又は数人共同して施行している土地区画整理に関する措置）

第二条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第 号。以下「新法」という。）の施行の際第十條の規定による改正前の都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十二條の規定により現に一人で又は数人共同して施行している土地区画整理は、新法の施行の日において、同法第三條第一項の規定により施行される土地区画整理事業となり、その土地区画整理の整理施行者は、その日において、同法同条同項の規定によりその土地区画整理事業を施行する者となるものとする。

（土地区画整理組合が施行している土地区画整理に関する措置）

第三条 新法の施行の際第十條の規定による改正前の都市計画法第十二條の規定により現に土地区画整理を施行している土地区画整理組合（以下本条及び第八條において「旧組合」という。）又は旧組合が設けている土地区画整理組合連合会及びこれらが施行する土地区画整理については、第十條の規定による改正前の都市計画法第十二條及び第十四條から第十五條ノ三まで（これらの規定に基き命令を含む。）の規定（以下第八條において「旧組合等に関する規定」という。）は、新法の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項に規定する旧組合又は土地区画整理組合連合会が新法の施行の日から起算して五年を経過した日において現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その日において、解散するものとする。

3 旧組合は、新法の施行の日から起算して五年以内に、その組織を変更して、同法の規定による土地区画整理組合（以下本条において「新組合」という。）となることができる。

4 旧組合は、前項の規定により新組合となろうとする場合においては、総会の議決を経なければならない。この場合においては、総会の議決は、第十條の規定による改正前の都市計画法第十二條第二項において準用する旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第五十條の条件を備えなければならない。

5 旧組合は、第三項の規定により新組合となろうとする場合において、その旧組合が土地区画整理組合連合会に所属しているときは、その土地区画整理組合連合会に所属している他の旧組合の同意を得なければならない。

6 第四項に規定する議決及び前項に規定する同意があつた場合においては、旧組合を代表する者は、

る改正前の都市計画法第十二條及び第十四條から第十五條ノ三まで（これらの規定に基き命令を含む。）の規定（以下第八條において「旧組合等に関する規定」という。）は、新法の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項に規定する旧組合又は土地区画整理組合連合会が新法の施行の日から起算して五年を経過した日において現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その日において、解散するものとする。

3 旧組合は、新法の施行の日から起算して五年以内に、その組織を変更して、同法の規定による土地区画整理組合（以下本条において「新組合」という。）となることができる。

4 旧組合は、前項の規定により新組合となろうとする場合においては、総会の議決を経なければならない。この場合においては、総会の議決は、第十條の規定による改正前の都市計画法第十二條第二項において準用する旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第五十條の条件を備えなければならない。

5 旧組合は、第三項の規定により新組合となろうとする場合において、その旧組合が土地区画整理組合連合会に所属しているときは、その土地区画整理組合連合会に所属している他の旧組合の同意を得なければならない。

6 第四項に規定する議決及び前項に規定する同意があつた場合においては、旧組合を代表する者は、

新法第十四条に規定する認可を申請する者となり、新法の規定に基づき、新組合の設立に必要な行為をしなければならぬ。この場合においては、旧組合の規約及び設計書を基準として新組合の定款及び事業計画を定めるものとし、組合の設立に關して新法第十七条において準用する同法第七条に規定する手続は、要しないものとする。

7 新組合の設立について新法第十四条に規定する都道府県知事の認可があつた場合においては、当該旧組合は、その認可のあつた時に於いて、新組合となり、旧組合の施行してゐた土地区画整理は、その時に於いて、同法第三条第二項の規定により施行される土地区画整理事業となる。

8 新組合は、その設立について新法第十四条に規定する認可があつた場合においては、同法第二十一条第四項の規定にかかわらず、その認可の公告前においても、新組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて当該旧組合の組合員である者に対抗することが出来る。

9 土地区画整理組合連合会に所属してゐる旧組合が第七項の規定により新組合となつた場合においては、当該土地区画整理組合は、当該土地区画整理組合連合会から脱退したものとす。

10 第七項の規定により旧組合が新組合となつた際に旧組合の組合員であつた者は、その旧組合が新組合となる前に生じたその旧組合の債務については、第十条の規定による改正前の都市計画法第十二条第二項

において準用する旧耕地整理法第八十一条の規定による責任を免れることができない。この責任は、新組合の設立について新法第二十一条第二項の公告があつた日後二年以内に請求又は請求の予告をしないう債権者に対しては、その期間を経過した時に於いて消滅する。

11 第七項の規定により旧組合が新組合となつた場合においては、その新組合は、その際に旧組合の組合員であつた者以外の者で新組合の組合員となつたものに対し、その旧組合の事業に要した経費に充てるための金銭を賦課徴収することができない。

（公共団体が施行してゐる土地区画整理に關する措置）  
第四条 新法の施行の際第十条の規定による改正前の都市計画法第十三条の規定により現に公共団体が施行してゐる土地区画整理については、第十条の規定による改正前の都市計画法第十二条から第十五条ノ三まで（これらの規定に基く命令を含む。）の規定（以下第八条において「公共団体施行に關する規定」という。）は、新法の施行後においても、なおその効力を有する。

2 新法の施行の日から起算して五年を経過した日において前項に規定する土地区画整理で現に施行されてゐるものは、その日において、廢止されるものとする。

3 都道府県又は市町村が、新法の施行の日から起算して五年以内に、第一項に規定する土地区画整理について同法の規定により施行規

程を定めた場合においては、その土地区画整理は、その施行規程の施行の日において、同法第三条第三項の規定により施行される土地区画整理事業となり、当該都道府県又は市町村は、その日において、同法同条同項の規定によりその土地区画整理事業を施行する者となる。

4 前項の規定により第一項に規定する土地区画整理が新法第三条第三項の規定により施行される土地区画整理事業となつた場合においては、その土地区画整理について定められていた施行地区及び設計書は、新法の規定により事業計画書において定められたものとみなす。この場合においては、その設計書に記載されてゐる事項のうち同法又はこれに基く命令の規定に違反する部分があるときは、その部分は、同法の規定による事業計画としての効力を有しないものとする。

（行政庁が施行してゐる土地区画整理に關する措置）  
第五条 新法の施行の際現に行政庁が施行してゐる旧特別都市計画法第五条第一項の土地区画整理は、新法の施行の日において、同法第三条第四項の規定により施行される土地区画整理事業となり、当該行政庁は、その日において、同法同条同項の規定によりその土地区画整理事業を施行する者となるものとする。

2 前項の規定により同項に規定する土地区画整理が新法第三条第四項の規定により施行される土地区

面整理事業となつた場合においては、その土地区画整理について定められていた施行規程は、新法の施行後においては、同法の規定により定められた施行規程とみなし、その土地区画整理について定められていた施行地区及び設計書は、同法の施行後においては、同法の規定により事業計画書において定められたものとみなす。この場合においては、その施行規程又は設計書に記載されてゐる事項のうち同法又はこれに基く命令の規定に違反する部分があるときは、その部分は、同法の規定による施行規程又は事業計画としての効力を有しないものとする。

3 第一項の規定により新法第三条第四項の規定により施行される土地区画整理事業となつた第一項に規定する土地区画整理について置かれていた土地区画整理委員会は、新法の施行後においても、同法第七十条第一項の規定により置かれる土地区画整理審議会の委員が同法同条第三項において準用する同法第五十八条第一項の規定により選挙されるまでの間は、なお従前の例により存続するものとし、その間は、同法に規定する土地区画整理審議会の権限を行うものとする。但し、同法の施行の日から起算して一年を経過した日後においては、この限りでない。

（従前の処分、手続等の効力）  
第六条 第二条、第三条第七項、第四条第三項又は前条第一項の規定により土地区画整理事業となつた土地区画整理について、それぞれ

土地区画整理事業となる前に、第十条の規定による改正前の都市計画法若しくは旧特別都市計画法の規定（これらの規定において準用する旧耕地整理法の規定を含む。）又はこれらの規定に基く命令の規定によつてした処分、手続その他行為は、新法の適用に關しては、同法中これらの規定に相當する規定がある場合においては、同法の規定によつてしたものとみなす。

（第三条第一項又は第四条第一項に規定する土地区画整理に關する新法の適用）  
第七条 第三条第一項又は第四條第一項に規定する土地区画整理は、新法第二百八条の適用に關しては、同法の規定により現に施行されてゐる土地区画整理事業とみなす。

（新法の施行前の行為等に対する罰則の適用等）  
第八条 新法の施行前（第三条第一項に規定する旧組合、土地区画整理組合連合会又は土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する旧組合等に關する規定の失効前とし、第四条第一項に規定する土地区画整理について、同条同項の規定により効力を有する公共団体施行に關する規定の失効前とする。以下本条において同じ。）にした行為に対する罰則の適用については、新法の施行後（第三条第一項に規定する旧組合、土地区画整理組合連合会又は土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する旧組合等

に關する規定の失効後とし、第四  
条第一項に規定する土地区画整理  
については、同条同項の規定によ  
り効力を有する公共団体施行に關  
する規定の失効後とする。におい  
ても、なお従前の例による。新法  
の施行前にした行為に対する異議  
の申立、訴訟、訴訟又は第十条の規  
定による改正前の都市計画法第十  
二条第二項において準用する旧耕  
地整理法第八十七条の規定による  
補償金額決定の請求についても、  
同様とする。

(登録税法の一部改正)

第九條 登録税法(明治二十九  
年法律第二十七号)の一部を次の  
ように改正する。

第十九條第二十一号中「土地改  
良法ニ依ル土地改良事業」の下に  
「又ハ土地区画整理法ニ依ル土地  
区画整理事業」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第十條 都市計画法の一部を次の  
ように改正する。

第十一條ノ二中「都市計画トシ  
テ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区画  
整理ノ区域内」を「第十二條ノ土地  
区画整理事業ヲ施行スベキコトニ  
付都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受  
ケタル区域内」に改める。

第十二條を次のように改める。  
第十二條 都市計画区域内ニ於ケ  
ル土地ニ付テハ公共ノ用ニ供ス  
ベキ施設ノ整理改善及宅地トシ  
テノ利用ノ増進ヲ図ル為土地区  
画整理法ノ定ムル所ニ依リ土地  
区画整理事業ヲ施行スルコトヲ  
得

第十三條から第十五條ノ三まで  
を次のように改める。

第十三條乃至第十五條 削除  
第十七條中「土地区画整理ノ為  
又ハ衛生上若ハ」を「衛生上又ハ」  
に改める。

(公有水面埋立法の一部改正)

第十一條 公有水面埋立法(大正十  
年法律第五十七号)の一部を次の  
ように改正する。

第一條第三項中「土地改良法」の  
下に「又ハ土地区画整理法」を加え  
る。

第二十六條中「土地改良法第五  
十條」の下に「又ハ土地区画整理法  
第五十條」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二條 租税特別措置法(昭和二  
十一年法律第十五号)の一部を次  
のように改正する。

第十四條第二項及び第十六條第  
一項中「特別都市計画法若しくは  
都市計画法により土地区画整理」  
を「土地区画整理法により土地区  
画整理事業」に改める。

(土地台帳法の一部改正)

第十三條 土地台帳法(昭和二十二  
年法律第三十号)の一部を次のよ  
うに改正する。

土地台帳法目次中「第三章 土  
地改良事業施行地域の特例」を「第  
三章 土地改良事業及び土地区画  
整理事業の施行地域の特例」に改  
める。

「第三章 土地改良事業施行地  
域の特例」を「第三章 土地改良事  
業及び土地区画整理事業の施行地  
域の特例」に改める。

第三十五條中「土地改良事業(以  
下土地改良事業と略称する。)」の  
下に「又ハ土地区画整理法(昭和二  
十九年法律第 号)の規定によ  
る土地区画整理事業(以下土地区  
画整理事業と略称する。)」を加え  
る。

「土地の異動については、第十條に  
規定する」を「土地の異動に關す  
る」に、「同法の規定により土地改  
良事業を行う土地改良区」を「土  
地改良法を行う土地改良区」に、  
「又ハ同法第九十五條第一項に規  
定する共同施行者」を「若しくは同  
法第九十五條第一項に規定する共  
同施行者又ハ土地区画整理法によ  
り土地区画整理事業を施行する者」  
に改める。

第三十六條及び第三十七條中  
「土地改良事業」の下に「又ハ土地  
区画整理事業」を加える。

(家屋台帳法の一部改正)  
第十四條 家屋台帳法(昭和二十二  
年法律第三十一号)の一部を次の  
ように改正する。

第二十二條中「土地台帳法(昭和  
二十二年法律第三十号)第三十七  
條の二」を「土地台帳法(昭和二  
十二年法律第三十号)第三十五條  
の規定は、土地区画整理事業の施  
行に因る家屋の異動に關する申告  
について、同法第三十七條の二」  
に改める。

(社寺等に無償で貸し付けてある  
国有財産の処分に関する法律の一  
部改正)  
第十五條 社寺等に無償で貸し付  
てある国有財産の処分に関する法

律(昭和二十二年法律第五十三号)  
の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「都市計画法若  
しくは特別都市計画法による土地  
区画整理」を「土地区画整理法に  
よる土地区画整理事業」に改め、同  
條第二項中「都市計画法又は特別  
都市計画法」を「又ハ土地区画整理  
法」に改める。

第五條第一項中「都市計画法若  
しくは特別都市計画法による土地  
区画整理」を「土地区画整理法に  
よる土地区画整理事業」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部  
改正)  
第十六條 墓地、埋葬等に関する法  
律(昭和二十三年法律第四十八号)  
の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「又は特別都  
市計画法」を削り、同條第二項  
を次のように改める。

2 土地区画整理法(昭和二十九  
年法律第 号)の規定による  
土地区画整理事業の施行によ  
り、墓地の新設、変更又は廃止  
を行う場合は、事業計画の認可  
をもつて、前條の許可があつた  
ものとみなす。

(建設省設置法の一部改正)  
第十七條 建設省設置法(昭和二十  
三年法律百十三号)の一部を次  
のように改正する。

第三條第五号の三の次に次の一  
号を加える。

五の四 土地区画整理法(昭和  
二十九年法律第 号)の施  
行に關する事務を管理するこ  
と。

(土地改良法の一部改正)  
第十八條 土地改良法(昭和二十四  
年法律百九十五号)の一部を次  
のように改正する。

第二百二十五條の次に次の一條を  
加える。

(都市計画区域の特例)  
第二百二十五條の二 都道府県知事  
は、都市計画区域内の土地に係  
る第二條第二項第二号の土地改  
良事業に關し、土地改良事業計  
画又はその変更について審査す  
る場合において、当該土地改良事  
業が道路その他の公共の用に供  
する施設を廃止し、変更し、その  
他都市計画又は現に施行され、  
若しくは将来施行されるべき土  
地区画整理事業に影響を及ぼす  
おそれがあるときは、当該土地  
改良事業計画又はその変更につ  
いて、当該都道府県に設置され  
た都市計画審議会及び当該土地  
を施行地区に含む土地区画整理  
組合の意見を聞かなければなら  
ない。但し、政令で定める整  
微な事項については、この限りで  
ない。

(建築基準法の一部改正)  
第十九條 建築基準法(昭和二十五  
年法律第二百一十号)の一部を次  
のように改正する。

第八十四條第一項中「土地区画  
整理」を「土地区画整理事業」に改  
める。

(地方税法の一部改正)  
第二十條 地方税法(昭和二十五年  
法律第二百二十六号)の一部を次  
のように改正する。

道府県は、土地区画整理法

6 土地区画整理法による土地区

1. **Introduction**

第三百八十一條第八項中「換地

第二十八條中「都市計畫法」(大正

1

二条第二項」を「土地区画整理法

(農地法の一部改正)

第三條第一項若しくは第四條第一

100

3 新法の施行の際現に都市計画法

4 第三条第一項又は第四条第一項

---

御承知の通り現在土地区画整理の事

100

業の間に関係権利者の取扱い等について

進して、公共施設の整備改善及び宅地

げます。

権者もその組合の組合員としたのであ

---

面整理事業を行政庁に施行させることができるものとし、なお特に必要がある場合には、建設大臣が自ら施行することができるとしたのであります。

第四に、土地区画整理事業の円滑な運営をはかるために、土地の所有者及び借地権者のみならず、その他の関係権利者についても、その意見が反映し得るよう必要な措置を講ずることとしたのであります。すなわち事業計画及び換地計画を定める場合におきましては、あらかじめこれらを公衆の縦覧に供し、利害関係者はこれらに意見書を提出できるものとしまして、その意見書の処理について必要な規定を設けたのであります。また地方公共団体及び行政庁が施行する土地区画整理事業について置かれる土地区画整理審議会の委員並びに土地区画整理組合の役員及び総代について任期を定め、改選請求または解任請求の制度を設ける等の措置を講じたのであります。

第五に、一定規模以下の過小宅地及び過小借地または関係権利者の同意があつた宅地につきましては、換地にかえて建築物の一部を与え得ることとし、密集市街地等における土地の高度利用をはかることとしたのであります。

以上が土地区画整理法案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に土地区画整理法施行法案につきまして、提案の理由とその概要とを御説明申し上げます。

土地区画整理法の施行に伴つて、現行法による土地区画整理について必要

な経過規定を設ける必要があり、あわせて関係法令の改廃を行う必要がございますので、本法案を提案した次第であります。すなわち土地区画整理法の施行に伴い、現行法により土地区画整理組合及び地方公共団体が施行する土地区画整理については、土地区画整理法の施行の日から五年以内に同法の規定による土地区画整理事業に切りかえることができるものとし、その他の土地区画整理については、土地区画整理法の施行の日に新法の規定による土地区画整理事業に切りかえるものとして、必要な経過規定を設けるとともに、これによりまして特別都市計画法を廃止し、登録税法その他の関係法令に所要の改正を加えたのであります。

以上が土地区画整理法施行法案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いする次第であります。

○久野委員長 これより両案につきまして質疑に入ります。

なお建設省よりは南政務次官、農林省計画局長、鶴海都市計画課長、農林省よりは平川農地局長が出席いたしておられます。

質疑の通告があります。よつて順次これを許します。川俣君。

○川俣委員 私は時間の都合上、数点にわたつて概略的に御尋ねをいたしたいと存じます。

ただいまの提案理由によりますと、在来ありました土地区画整理に關しまして、幾多の変遷を見ておりますために、これを改正しようといはしておるやうであります。そこで問題となりま

によりまして、だん／＼熟田熟畑が宅地に地目変換せられますことは否定できないと思つております。従いまし

て、農地はだん／＼と奥地の方へ延びて行かなければならない。奥地を侵して参りますと、山が荒れて参ります。

山が荒れた結果、結局災害を市街地に及ぼしまして、せつ／＼と計画された市街地が破壊せられるやうな結果になつて来ると思ふのであります。そういう

観点から見まして、この本法の必要性を強く要望せられておりますのは、い

わゆる密集市街地と申しますか、大密集地帯であります住宅地帯といふものから出発しておられるのではないかと

思ふのです。もちろん今日、日本のやうな多くの人口を狭隘な土地に持つておるところにおきましては、旧來の

農地地区画整理法だけでは十分でないといふことは、これは認めざるを得ない

と思ふのであります。その便宜をはかるために、地方の農地に及ぼす影響

の甚大である点を欠如いたしておるのではないかと。これは日本の食糧政策

上、重要な問題であると思ふのです。一方市街地が形成されて行く結果、だ

んだんと農地が減つて参つて、その農地の開拓を山間に求めて行く。その山

間に求めた結果、森林が荒されて、先ほど申し上げたやうな荒廃を来して、

結局は市街地がその災害をこうむるといふ結果になつて参る。現状の、市街

地だけを考へて農地を考へないといふ行き方をいたしますならば、結局日本

の国土全体の上から、必ずしも好ましい結果にならないのではないかと

いふ結果を抱くのであります。しかも、本法の説明によりますと、第三に「国の利

害に重大なる関係がある土地区画整理

事業等につきましては」と、この説明

せられております。戦後、今までのい

ろな法案が提案されましたが、国の利害に重大な関係があるといふやうな押しつけがましい提案理由は、かつてなかつたと思ふ。むしろ公共の利害のためとかいふ表現になつておるの

であります。この利害に重大な関係があるといふやうな押出しでこの法案

ができたといふことは、これは重大な関心を持たざるを得ないと思

いますので、この点に關しての御答弁を願ひたいと思ひます。

○渋谷政府委員 まず土地区画整理法の一つの問題点として、ただいま御指

摘になりました市街地との関係、また市街化するにによる農地地域に對する影響、この点につきまして、農地保

全の立場から御意見がございました。この点は、実は土地区画整理法そのもの

のねらつておられますところが、お話のように都心地の土地の高度利用と

いうことが、かなり大きな問題になつておるわけでありまして、これは、この

法案を通じてござんたいだきますと、十分御理解願へると思ふわけであり

ますが、いづれにいたしましても現在の人口の趨勢、ことに都市の人口の趨勢

等からいたしまして、市街地を現状のまま放置しておくとすることは、土地

と人口とか、市街地域と人口との関係を結び合せて参りますと、どうしても

これは市街地の与えられた地域の高度利用といふことに主眼を置いて参らな

ければなりません。そういう観点からいたしまして、都市計画の計画も立て

なければならぬ、その方法としての土地区画整理といふ事業も行わなけれ

ばならない、これが合理的な形で行わ

れなければならぬ、こういうやうな考

え方に立つて立案をいたしておるつもりでございまして、御了承いた

きたい、かやうに存じております。それから、もう一点御指摘がござい

ました国の利害に關係ある事業を國が施行するといふ規定についての御質問

でございます。この点は、土地区画整理事業全体が、公共の利益に關係ある

ことによつて初めて公共性を持たせ、事業をやるといふ建前にし、従つてそ

の施行者に対して法律上の権限も与えられる、かやうな關係になつておるわけ

であります。この公共の利害に關係のある事業については、事業の

施行主体に特別の条件を置いておるわけでありまして、逆に申しますと、國み

ずからが、あるいは國の命令によつて行政機關が事業主体になつてやり得る

土地区画整理事業といふものは、公共の利害に關係があるといふことだけで

は十分でない、そこに國の利害に重大な關係があるといふ一つの条件並びに

その災害の発生その他特別の事情によつて急務を要するといふものに限定さ

れなければならぬといふことを、この第三条に規定いたしておるわけであ

ります。さやうな意味におきまして、この國の利害に重大な關係があるとい

う表現を使つておるやうなわけであり

ます。しかしながら、これに關係のない公共的な利害關係のある事業につ

ては、これは公共団体が施行主体になる場合もあります。それから土地区画

整理組合といふ組合が施行の主体になる場合もある、かやうなことを規定

いたしておるわけでありまして、その點の國の利害に重大な關係のあるといふ意

味は、この法案としては、かような意味で用いておるといふ点を御了承願いたい、かように存するわけであります。

○川俣委員 第一点で、もう一つお尋ねしたいのですが、国の利害に重大な関係といふのは、どういうことを意味しておられるのですか。すなわち法律の中には、国の利害に重大な関係という表現が出て来る部分がほとんどないと思ふのですが、国の利害に重大な関係と言われる意味は、どういう意味ですか。統いて国の重大な利害という観点から見まして、一体現在のような市街地が自然発生的に伸びて行くというやうなことを、歴史的に認めて行かざるを得ないという立場をとつておられるのか、または日本全体の産業構造の上から、市街地のあり方を将来整理して行くという考え方があつたのかどうか、こういう点については、何ら触れておられないのです。市街地というものは自然に膨大になつて行くものだ、町村合併が行われて、市街地がだん／＼ふえて行くものだといふ観念だけに立つて国の利害を考えて行けるのかどうか。国の利害に重大な関係というやうなことになると思います、これは産業構造の上を思いをいたしての上でなければならぬ、これはただ単に建設省だけの狭い考え方で、国の利害に重大なといふ観念をもつて行政をすべきではないと思ふので、この点についての御見解を承りたい。

○河江政府委員 国の利害に重大な関係があるといふ条件を明示いたしておりました意味は、ただいま御説明申し上げた通りでございます。今の都市地域の伸び方に対する規整の方法等に於いて御質問がございましたが、これはひつきよりするに、広い視野において問題が取上げられなければならぬ、ということはお話の通りであらうと思ひます。すなわち、これは国土計画あるいは地方計画という問題に、この都市地域それから農村の地域のあり方というもののバランスをとつて行くという考え方、これはひつきより私は都市問題、農村問題という観点からもう一つ飛躍した一つの国土計画という立場で処理せられなければならないことであらうと考えられるわけでございますが、しからば都市地域のある程度規整して行くという立場に立つて、いかなることが考えられるかということになります、これは現在の制度のもとでは、ひつきより都市計画の問題に相なると思ひます。さういふ意味で、ただいま申し上げました国土計画の上からある程度の規整を必要とし、都市計画の上からも、市街地の地域の取方についてはある程度の規整をやはり必要とするのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○川俣委員 私の御尋ねしておる点の主要な点について、誤解があるやうであります。国の利害といふのは、国の利益及び害だと思ひますが、どういふことを国の利益とし、どういふことを国の害だとしておられるのか、その点をお尋ねしたいのです。私は国の利益及び害といふものは、こういう市街地からのみ考えて国の利害を判断すべきではなくして、やはり国の国土総合計画という上から判断して参らなければならぬのではないかと、それが国の利害といふことになるのではないかと、あなたの方の観念は、市街地をどうして形

式して行くかという上から国の利害を考へておられますけれども、それは国の利害というやうなものではない、むしろ国の総合計画から見ての利害という観点に立たなければならぬのではないかと、こういう意味でお尋ねしておるのです。

それから、この法案を見ますと――私は十分見ておりませんが、今局長の説明されたやうな総合計画が立つて、その立てられた総合計画の一部でありまして、その市街地計画というものであつて、上つたものではなかつて、むしろ総合計画というものは全然なしに、市街地計画を先に打立てられた形の法案であるやうに見受けるのであります。一体政府として、国土総合計画といふものは立てておられるのですか。ないでしよう、まだ上つていませんよ。一体町村合併でも、あるいは農地に対する政策でも、おの／＼局なりその担当の面からみれば、強調せられておられますけれども、国の総合計画は立つておりませんよ。あなたを立てておるといふやうなお話であります、立つておるならば、国の総合計画の一環として市街地計画が立てられるというならば、私はまだ了承しませんが、総合計画が立つていないやうな感じがします。こういうばら／＼な計画が総合計画になるという考え方は、これは別です。一体現在の状態のやうに、市街地がいたずらに密集地帯として計画されていくかどうか。将来のいゝろろな国防のことを度外視いたしましても、日本の産業構造機構の上から、こういうあり方がいかに悪いかという判断が、一度でもなされたかどうか。この法案を通過いたしますと、そ

ういふことが一度も検討された上の法案であるとは見受けられないのです。そういう検討がされたならば、されたやうな御説明を願ひたい。

○河江政府委員 この土地区画整理事業の前提になりますものは、都市計画法でございます。都市計画法のさらに上位計画になるものが、先ほど申し上げました国の総合開発計画なり地方計画であります。現在、国全体を通じて、国土計画が十分確立されていないといふことは、私もさういふに存じます。が、しかしこれは、筋道としてはそういう国土計画があつて、それに基づいて地方計画が立てられ、そのもとにおける事業の施行方法としてこの土地区画整理事業が成り立つて行くという考え方を申し上げたつもりでございます。

従ひまして、この土地区画整理事業が、さしあつた問題としていたしまして、都市計画を離れてこの土地区画整理がひとり歩きをして仕事をやるという建前にはなつておらないのであります。これはこの法案の中に、事業を施行いたします地域をとるにいたしましても、公共団体等がいたす場合におきましては、やはり都市計画の立てられておる区域内に限るということを一つの条件にいたしております。さういふ関係から御理解願いますように、結局都市計画法があつて初めてこの土地区画整理事業が行われる、その手続法規をこれは規定したといふ建前にいたしておるわけでありまして、それで、国の利害に重大な関係があるという表現を用いておられますが、それではこの中で取上げます事業はどういう事業かというところを申し上げますと、たとえて

申し上げますれば、国が直轄施行いたします河川の改修事業があつた場合に、これとの関連において現在の市街地の中で河川改修事業をやる必要な土地を取得することがなか／＼困難である。土地区画整理事業は、一種の市街地の区画形質を変更して仕事をやるやうなことでありますから、さういふ公共用地を生み出すための一つの方法として、区画整理事業を国の直轄事業を行うと同時にあわせてやるということ、これは国の利害にも関係があり、しかも事業そのものの円滑な施行の上にも、国みずからやる方が適當ではないかという関係からいたしまして、かようなことを国の利害に直接の関係があるという表現をいたしておるわけでありまして、その他国鉄の重要な駅前広場の整備をはかりましたとか、国の官衙の密集地帯としておられます土地区画整理をいたしたとか、さういふ関係において、いづれも国の利害に重大な関係があるという表現をうたつて、いわば条件をしぼつて国がやり得る場合を規定したしておるわけでございます。

○川俣委員 同じことを繰返してもむだだと思ひますが、今の当局の説明によりますと、国の利害といふのは、本来の国の利害とやなくして、国が行う事業の利害といふふうに説明されておりますが、国の利害といふやうな表現をするからには、総合国土開発あるいは国の総合土地利用、効用、こういう意味からでなければ、国の利害といふ表現が適當ではないのではないかと、こういう意味でお尋ねいたしましたのであります。



そこであらためてお尋ねをいたしま  
すが、農林省の農地局は、この土地区画  
整理事業法と本来の農地局が考えてお  
りまする農地の活用との間において、摩  
擦や衝突が起きるといふふうにお考え  
にならないかどうか。農地局の考えてお  
ります農地の拡大とその強化並びに農  
地の高度利用という面からいたしまし  
て、この法律が妨げになるといふふう  
にお考えにならないかどうか。この点を  
御説明できるならば御説明願いたい。

○平川政府委員 もとよりこういう法  
律によつて、一定の地域が一定の制限  
を受けることとなりますので、その手  
続の過程におきまして、農地を保護す  
ることについて十分な注意がないと、  
その心配があると思ひます。そういう  
意味におきまして、農林省としても、  
本法案につきましては、建設当局とも  
いふ／＼打合せをいたしまして、その  
地域の編入その他の過程におきまし  
て、農業委員会の意見を聞き、あるいは  
農林大臣に相談するといふようないろ  
ろな御注文を申しまして、農地が不当に  
破壊されることのないようにというい  
ろいろな点につきまして、いふ／＼要  
求をいたしていただいておりますわけ  
であります。

○川俣委員 いふ／＼の要求がいれら  
れておるといふことでありますが、一  
体農地局長は、どこを考へておられま  
すか。熟田や熟畑がだん／＼押されて  
行つて、農地の効用の上から行きまし  
ても、だん／＼農作物をつくる土地を  
効用度の低い山間部に開拓して行かな  
ければならぬような状態です。日本  
の文化史から見まして、市街地が形成  
される付近が、最も長い期間を要して  
熟田になり熟畑になつたところでは

それを捨てて、だん／＼山奥に入つて  
行かなければならぬことになるかと、  
農作物の生産は下つて行かなければな  
らぬ。これも経済上やむを得ないといふ  
ことも言えるでしょうが、むしろ問題  
はそこにある。一体農地としておく方  
が経済価値があるか、住宅の敷地とし  
て土地を活用して行つた方がよいかと  
いう経済価値からいふと、農地を住宅  
敷地にかえて行く方が経済上利潤が多  
い。この多いままに放任しておいてよ  
ろしいかどうかという問題について、  
農地局は無関心ではおれないはずだ  
と思ひます。一体、今日のような市街地  
の形成が、はたして日本の産業構造の  
上から適当かどうかといふようなこと  
について、検討せられた上のものであ  
るかどうか、そんなことは検討しな  
かつたのではないですか、農地局長どう  
ですか。

○平川政府委員 市街地のあり方等に  
つきましては、私も専門でありませ  
んので、その方面の見地から議論を立て  
ることは困難であります。これは主  
として建設省の御意見に従つておるわけ  
であります。御意見の通り、農地が  
比較的安全に破壊されるという傾向が  
あることは、非常に心配をいたしてお  
るところであります。これに對しまし  
ては、別途の方法をもつて、農地法の  
建前におきまして許可制度をしきま  
して、かなりこれについては厳重な手続  
により、一つ／＼査定をいたしまして、  
やむを得ざるものと認めるものにつ  
いて許可をするという方法をとつてお  
りますが、なおそれだけでは不十分であ  
ると思つております。これに對しまし  
ては、何らかさらには一歩進んだ対策を  
もつて、いさ／＼広い高い見地から、で

きる限り各種の産業その他のための用  
地につきましても、極力農地を避けて、  
その他の土地の利用によつてそれらの  
目的を達するような機構と申しますか  
制度と申しますか、そういうものを考  
案する必要があるといふことを痛感し  
ておる次第であります。ただ一面都市  
あるいはその他の産業上の利用といふ  
こともあるわけでありまして、これは結  
局両者の調整をはかつて行くよりいた  
し方がない。農地の立場の方と、この  
都市その他の立場の方とがよく相談を  
いたしまして、一方的に計画が進めら  
れることのないようにいたしたいとい  
ふので、この法案等においても、そ  
ういふ意味において、できるだけいろ  
ろな関係者の協議するような制度をこ  
の中に盛り込んで参りたいという意味  
のことを申し上げておるのであります。

○川俣委員 どうも農林省の研究も足  
りないのじやないかと私は思つてお  
ります。一体日本の市街地は、日本の天  
然資源を活用して国民の福祉の上に寄  
与するといふことよりも、お互いに食  
い合うといふ形のでき方が、日本の市  
街地の形成なんですよ。できるとすれ  
ば、工場などはできないで、お互いに  
日常生活を便利にするというだけの小  
さな店ができて来て、それが市街地に  
なつて行くといふようなことでありま  
す。または俸給生活者のおる市街地を  
建てるようなこと、積極的に國の、あ  
るいは国民全体の将来の発展を考へる  
といふことよりも、お互いが食い合う  
ような市街地ができることが少くとも  
今のでき方なんです。しかも町村合併  
ができてきて、はなはだしいのにな  
りますと、一郡を一市にする、あるいは  
九割も農地であるようなところに、ご

く一部に市街地があるということから  
町村合併を行つて市にするといふよう  
な、にわかな市がずいぶんできてお  
るではありませんか。私は現在まで、大  
都會地であるとか密集市街地について、  
これらの法律の必要なことの理由も了  
解できないわけじやない。しかしなが  
ら、今町村合併が非常に弊害を伴つて  
行われておるときにこういう法律がで  
きますと、さらにそれを裏づけてや  
まして、むしろ不健全な市街地がで  
き、それが不健全ではないか。市街地  
自体としても不健全であると同時に、  
一方、日本のこの狭小な国土を一体ど  
うして活用して行くかといふ面につ  
いて、地方の市街地のごとき、単に店  
け並んで、一階建ての家がたふさん  
きて、ただ土地だけが住宅地という意  
味において利用されて来るというよう  
なことではないのかどうか、こういう点  
からも検討されて行かなければなら  
なくなつたのではないか。一方、御承知  
のように、だん／＼山が荒れて来る  
といふので、保安林の必要が出て来た  
市街地から山に行き、里から山に行  
つて、だん／＼山の上まで荒れて行つ  
たら、今度は山の上から整理して行  
かなければならぬ状態になつて来た  
こうしたことには一貫性を欠いてゐるの  
ではないか。こういうことについての  
検討なしに、一体何を目標にして農地  
局は計画を立てておられるか。そうい  
う計画とどういふ都市計画との間の調  
整をはかることが、今最も必要な時期  
になつて来ておる。ただ法律の末端だ  
けについて、意見を十分いれられたか  
らといふのは、それは農地局長の意見  
はいれられたかもしれないが、農村の  
意見はちつとも入つていませんよ。

あなたは、そう思ひにならないかど  
うか、伺いたいと思ひます。

○平川政府委員 私どもも、常識的  
に、都市建設のあり方について、ただ  
いまの御説のような考え方をもつての  
都市の建設といふことが必要であらう  
と思ひます。従ひまして、建設当局に  
對しましては、できるだけ限られた土地を有  
効に使うような形においての計画を要  
望いたしておるわけでありまして。しか  
し、これは建設省の方が専門的に研究  
しておられることでありますから、  
われ／＼といたしましてはそういう希  
望をもつて、建設省の方が研究され  
て、その最小限度の要求としてこれだ  
けの人口に對してこれだけの土地がい  
る、こういう場合におきましては、こ  
れはやむを得ず農地の方においてある  
程度の譲歩をせざるを得ない。しかし  
ながら、われ／＼の立場から申しま  
すれば、農地といふものを極力破壊する  
ことなしに、都市の方の計画なりその  
他の計画を進めてもらふなければなら  
ぬ。一方、農業上に特に必要な土地、  
農地等について、これらのものの希望  
なり意見なりがいられず、一方的  
に破壊されるということでは困るわけ  
ありますから、そこをチェックする意  
味におきまして、各種の協議とか意見  
を聞くとかいふような事項を入れまし  
て、農民の希望あるいは農業関係の方  
の立場の希望がいれられよう、こ  
の法制に對していろいろ／＼御修正を願  
つたといふことでありまして、われわ  
れとしても、もとより研究は、十分と  
は申し上げませんが、しかし、そうい  
う考え方で御相談を申し上げておる  
といふことを、御了承願ひたいと思ひま  
す。

ているところの都市計画法あるいはまた市町村合併に伴つてこういう都市計画ができ上つて来ますと、その地域にある農地というものは地価が非常に高騰するわけです。その意味において、現在農地をどん／＼手離しておる。それは実情は幾らでもあります。そのような状態に対して、食糧問題から来るこの重大な時期に、農林省としてはいかなる手を打とうとしていらつしやるか。あるいは、ただこういう都市計画法において放任をして行くか、そういう考え方に対して、一言お尋ねをいたします。これは関連質問ですが、簡単に質問しているわけですが、いずれ私の持時間が来ましたら、十分

御検討願いたいと思います。

○**浅江政府委員** まずこの法案に関係のある「市街地とするのに適當でない地域」という意味を、私の方から御説明申し上げまして、それに関連します他の点につきましては、農林省から答弁を願いたいと存じます。

この宅地の意味は、先ほど申し上げたような意味でございまして、地目のいかにかわらず、都市計画の適用されている地域内における、いわゆる公有地、国有地以外のものをさしておるといふことを御了解願いたいと思ひますが、そこでその中に農地が対象

となり得ることがございます。都市計画区域が、地目の上で宅地といわれておる地域だけに限定されているとは、必ずしも言い得ないというふうに私も存じます。そこで第九条に「市街地とするのに適當でない地域」——この適當でない地域」という意味は、この土地区画整理事業を行うという、そも

○寺島委員 私のお願いたしておりましたのは、土地区画整理法案に関連する問題でございますが、河川局の関係者どなたか、おいでになりますか。

慣行水利権の保護について、現下建設省はいかなる措置をなしておるか。またこれが実際の問題においては、どういう取扱いをやられておる

○平川政府委員 法制的には、新しい水利権を付与するということは、現行法におきましては、もつぱら河川の管

尽されたのですが、実際は府県へ行く  
と、建設大臣がこれは認可するのだ、  
建設大臣が府県知事に委任しておるの  
だ、さらに実態を掘り下げて行くと、

には、慣行水利権とまつたく同様と言つては、嚴密な法律論的にはどうかと思ふが、慣行水利権とはほ同一に取扱つておられる事実上の河川引用の水利

及び河川管理者である知事が、すべての利水の行政をもやるようになっております。この考え方につきましては、

現在の時勢におきましては適當でない  
と私も考えております。従いまし  
て、ただいま準備いたしております河  
川法の改正案につきましては、建設大  
臣及び河川管理者である知事が水利権  
の処分をいたす場合においては、関係  
行政庁すなわち大臣、各省及び、もの  
によりましては出先機関と協議いたしま  
して、その意見を尊重して水利権を決  
定いたしますように、法案の準備を現  
在いたしております。

○寺島委員 平川君に聞きたい。今関  
係出先機関並びに関係官庁と協議の上  
改正ではやると言っている。それじや  
改正案というものは——おおよそ法律と  
いうものは、最大公約数の現実が出て  
来て、最大公約数の現実を縛るために、  
ある程度の法律が制約事項としてな  
されるのだという観点からすれば、不  
文法という考え方がいづつても、今ま  
での次長の考え方は生きておるのだ。  
今までそういう事務連絡等は、事し  
に受けておられますか。同時に、今河  
川法を改正する準備中であると次長は  
言われておるが、農林省の方にはどう  
いう御連絡がありましたか。

○平川政府委員 先ほどもちよつと触  
れましたように、法制的には、現在の  
法律ではそれ／＼の水利の立場のた  
ろに相談をするという制度になつてお  
りません。従いましてごく最近まで  
は、ほとんど御相談を受けていないと  
いうのが実情であります。ただ先年の  
電源開発の促進法において、一つの機  
構をつくられた。それによつて審議会  
等の機会に、水利の立場の者がいろ  
ろ発言をするということが起るよう  
になつて参りました。一方慣行水利権を  
持つております農民等がなか／＼やか

ましいという現実問題がありまして、  
従いまして最近になりましてからは、  
事実上非常に問題のありそうな点につ  
いては、建設省から御相談を受けるこ  
とがござります。しかし、これはごく  
最近そういう事例が起つたということ  
でありまして、制度的にそうなるとい  
うわけではありませんので抜かりがな  
いことを保証したい。新しい改正の案を  
建設省で立案されておりますが、これ  
については素案を拝見いたしまして、  
これについては意見を求められた。私  
どもの方からも意見を出しております。  
ただいまたしか法制局で審議中だとい  
うふうになっております。これにつき  
まして、なおいろいろ意見の相違もご  
ざいます。まだ話が完全に固まつてい  
るわけではありませんが、要するにわ  
れわれの方としては、従来の慣行水利  
権者その他／＼な水利の立場の意  
見が、治水の立場と同等に重要性を持  
つておりますので、それらの関係者が  
対等に相談をいたして、水利の利用なり  
治水なりの方針をきめるようにいたし  
たい、こういう意見を出しておるわけ  
であります。現在まだ最終の決定に至  
つておりません。

○久野委員長 寺島君に御注意申し上  
げますが、ただいま土地区画整理法に  
ついて審議を進めておりますので、こ  
の法案に關係をした質疑を先にお願  
い申し上げます。

○寺島委員 国土総合開発委員会の水  
制度部会において、最終意見がまとま  
つておるとかまとまらないとかいう段  
階に近いというのを聞いておる。こ  
れと今河川局で考えておる河川法の改  
正案との關係いかんということを第一  
に聞きたい。

第二は、水制度部会の意見が最終的  
にきまらうというときに、こういう河  
川法の改正をそれと切り離して考える  
ことは行き過ぎではないか、これに対  
する所見いかん。

○南政府委員 寺島さんの御質問にお  
答へ申し上げます。河川法の改正は、  
水制度部会と關係なしに、数年来建設  
省で研究しておるのであります。河川  
法を改正する最後の意見と申しますも  
のは、水制度部会あたりの結論がこれ  
ば、その結論にして公正妥当でありま  
すものならば、河川法改正にも参酌す  
べきものだとは私は考えます。しかしな  
がら、河川法を改正するという考へ方  
は、今起きた問題ではなく、すでに四  
年か五年か前から河川法の改正は幾つ  
も案をこしらえてやつておることは、  
寺島さん御承知の通り。最近治水、利  
水というような問題について、いろい  
ろむずかしい問題が起きまして、水と  
いうものを一貫性をもつてながめてみ  
た場合にどうすべきかということにつ  
いて、経済審議庁あたりの水制度部会  
というものが、国土総合開発審議会の  
一部としてできたことも聞いておりま  
す。これで水制度についてのいろいろ  
の議論をやつておることも——私は関  
係していませんが、事情は聞いており  
ます。それに意見ができたような話も聞  
きます。ごく一部の小委員会の案しか  
できていないという話も聞いておりま  
す。どういふ意見が出ますか、河川法  
改正の最後の結論が出るまでに、水制  
度部会あたりの結論が出て参りますれ  
ば、それらのものを参酌して河川法の  
中に盛り込んで、現状に最も適當な河  
川法をつくりたい、こういうことは考  
えておりますが、あなたが河川法と水

制度部会とは絶対にくつつけて、その  
結論が出るまで河川法の改正はできな  
いものだと、建設省としては考えて  
おりません。

○寺島委員 大体水制度部会の意見が  
できて来ておるが、水制度部会に対す  
る意見とは關係なく、河川法は四、五  
年前からやつておるんだから、その案  
が早くまとまれば、これをくつつけて  
審議させてもよろしい。もし間に合わ  
なければ、河川法は河川法で独自でや  
るんだ、かような御見解と了承してよ  
ろしゅうございませうか。

○南政府委員 私はそのように考えて  
おります。

○寺島委員 しかれば、説明員に聞き  
たい。やはりあなたが言われた治水と  
利水との二つがあるとするならば、利水  
に關する問題については——きょうは  
時間が非常に制約されておるので困る  
のだけれども、これは非常にかつて気ま  
まな行政をやつておる。大体道路で自  
動車を一台走らせるといふ運送業だつ  
て、これは公職会を開いて第三者の意  
見を聞いて、既得権に對する異議の申  
立てが許されておるのです。それが、  
あなたが生れる前にきまつておつた、  
いや、あなたのお母さんが生れた時分  
の法律をたてにとつて、慣行水利権だ  
けを認めて慣行水利権については明  
白なお答えがない。それで土木部長が、  
第三者から格別の異議がなければ、  
工事のでききわになつて与えておる  
という、こういうことは、民主主義の原  
則に反するのです。今農林省の農地局  
長に聞くと、個々のケースについて格  
別の相談がないと言つておる。それか  
ら私が聞きたいと思ふのは、河川の渾水  
量の厳密な調査をしていない。渾水量

の厳密な調査がない。よつて渾水量を  
上まわる量、すなわちずさんな量の水利  
権が与えられておる。これは具体的  
な問題になつて来るから私は言わない  
が、そういう例が各地の河川において  
ある。そういうことが好ましくない。好ま  
しくないか、きょうは土地区画整理法  
に關係する法律案の審議である。しか  
し区画整理のあなたには、やはり水道  
法その他も控えておるのだから、そう  
いふ關係の委員会において質疑をする  
けれども、ここにはつきり御答へを承  
つておきたいことは、今後重要な、  
もしくは問題になつておる河川の水利  
権の許可に對しては、水資源法という  
ような法律でもあればともかく、現在  
そういう御用意もないのだ。こういう  
現状のもとにおいては、少くも最も利  
害の密接いたしておる農林省あるいは  
厚生省と緊密なる連絡をいたした後で  
なければ許可をいたさないのだ、これ  
は内部事項として緊密なる連絡をいた  
すのだというふうにと承してよろしう  
ございませうか。

○南政府委員 お答え申し上げます。  
水利権の許可につきましては、寺島さ  
んのお言葉の通り、これは非常にむず  
かしい問題であります。その水利権の  
権というやうな程度に至るものかどう  
かは知りませんが、平穩かつ公然に水  
を使つておつた場合に、その使う水利  
がどういふ状態になつて行くかといふ  
やうな問題は、行政上の設備行為でな  
くとも、結局それをきめるときには、  
裁判所の見解に従うかははなれないと思  
います。水利権を認可する際におきま  
しては、今の建設省の方針をいたしま  
しては、その権利を与えることによつ



て他にはなほだしい公共の弊害があるかどうかという事は、当然考慮しなければならぬ事項でありますから、法律的にそういうようなことをやらなければならぬという事は、現在の河川法においてはありせんけれども、行政を円滑に施行する際におきまして心構えとして、問題のありそうなものについて、これはそれ／＼所管官庁なりあるいは地元のそういう利害関係人に相談をしつつ行政はしなければならぬのだ、こういうふうな考へております。従つて、そういうような方針のもとにおいて水利権を与えて行くようにいたしたい。それは別に法律上の要請ではないが、行政をやつて行くという建前においては、今日のような状態のもとにおきましてはそういうふうに行かなければならぬものだ。いろいろ御議論があつたようでありまして、私の関係しております範囲内においては、建設省の河川行政と申しますものは、具体的場合はどうか知りませんが、われ／＼の関与しておる心構えといつては、御心配のないように行つておるようであると思つておりますが、具体的事例で御不満の点がございまして、また後ほどにゆつくり拝聴いたしまして、そういう問題についてのできるだけの配慮はいたしたいと考へております。

○寺島委員 南政務次官の答弁は了承します。それでけつこうです。これを管理しておるのは、南さんが百年も政務次官をやつておるといふのです、内閣がぐら／＼しておつて、実際問題としてなか／＼そうは行かないのです。そこで河川局長に聞きますが、一体水利権を許可する場合に、慣行水

利権と慣行水利権——慣行水利権というものは、私が新しく言い出した言葉かもしれないが、これは最高裁判所の判例によつて大體演繹できる考へ方である。こういうものがあるのだ。こういうようなものをにらみつつ、水利権の普通の場合にはよろしいが、重要なもの、もしくは問題になるようなものは、農林省、厚生省と十分な連絡をするか。あるいはしないで、建設省はいわゆる特権財閥の大工場の工業用水の走狗となるようなことは断じてないかどうか。あなたの方は、上の方はかわつても下の方はかわらぬのだから、そのところを明確に答弁してもらいたい。

○樋田説明員 寺島さんの御質問は、大體私に向けられまして、私が答弁いたすはでございまして、ただいま政務次官から非常に明快にお話ぐださりました。実は政務次官は、政界に長くおられますから、御答弁は非常に明快であり、率直で、しかも非常に含みがございます。私も政務次官が今お話になりましたと同じことを——こちらは役人でございますから、口下手はでございますが、申し上げようと思つておつたのでございます。ただいま寺島委員のおつしやいまして、たゞは、私も同感でございます。また政務次官が先ほど答弁いたしましたこと、私は河川局長として河川局におります間は、その通り実行いたす所存でございます。

ものは何しろ明治何年の法律である、よつてもつてこれが立法措置がないからといつて、なおざりにするものではない。行政措置において納得の行くやうに、行政各部、すなわち農林省、厚生省と緊密なる連絡をとつて、水の問題から関係民にいささかも不安を与えないような措置をせられることを嚴重に要望いたしまして、私の質問を終ります。

○久野委員長 次に中村時雄君。

○中村(時)委員 先ほどの問題点に關連した問題ですが、今平川さんのおつしやつた百三十六条の点です。百三十六条には、確かに土地区画整理事業と農地等の関係の調整について、当該農地を管轄する市町村農業委員会及び当該施設を管理する土地改良区の意見を聞かなければならない、このように規定してあります。このように規定してあるけれども、しかしその利害関係を有する問題として、たとえば、その代表者の選出のことがここで問題になつて来るわけですが、この農地の小作人に對しては賃借関係というものがここに對して来るわけですが、この利益関係において、小作人などがその対象に入つていないというこゝになつて来るわけですが、これに對してはどういうふうに考へていらつしやいますか。

○平川政府委員 区画整理を実施する側の立場におきましては、農地の小作人等は、そういう関係ではないわけですが、むしろそれを実施されることによつて利害を受けるという立場にあるわけですが、そういう意味でこの区画整理の組合員というものはならない。従つてそれによつて影響を受けるもの、側といつしましては、小作人をも含め

た農業関係の代表機関としての農業委員会が意見を述べるといふ制度になつております。この点につきましては、いろいろ御意見はあらうかと思ひますが、一応本案の考へ方といたしましては、土地区画整理の審議会等は、組合員から選ぶというふうな建前になつておりますので、その組合員には小作人はなれない。小作人はこの事業によつて影響を受ける側といつしまして、農業の方の代表機関であるところの農業委員会を通してその希望を反映せしめる、こういう制度になつておるわけでありませう。

○中村(時)委員 農業を担当する農地局長としては、はなはだ奇怪な答弁ですが、その第八條第二項「前項の場合において、宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者について」——この問題に、今の小作人が入つていない、こういうことになつてゐる。そうすると、その意思が無視されて、その計画ができたときに、たとえば対象の關係だけの小作人になつて来る。そこで小作人の方は何の発言権もなければ権限もない。そのために利害は必然的に飛んでしまふという結果が出て来る。そうすると、地主の方としては、これは当然強行される性格を持つて来るわけですが、それから、小作人を相手にしなくてもよろしい。この土地の小作料が安いので、売れば非常に高値に売れる。そこで問題は、小作人に相談しなくても売買できるという結果が出て来る。事実そういう結果が出て来るやうありませんか。これに對してどういふふうにあなたはお考へになつておるのか。

○平川政府委員 その御意見は、私どももいたしましてまことに何もつともであると思ひます。ただ一応の本案の考へ方といたしましては、壞産等に対する許可は別に残るわけでありませう。最後の押えはそちの方でやる。それから、その前に計画そのものについての同意については、一応権利者の範囲に入つておられせんけれども、しかしこの計画自体に對して農業委員会の意見を聞くといつたような過程がありますから、その過程において、やや間接的ではありますけれども、意見は反映するわけでありませう。この区画整理の方を主とした考へ方の法制でありますので、その主体のやうなところには、小作人は入つておらないといふのであります。お話のやうに、小作人の保護においては、これでは十分ではないといふ点は、確かにそういう考へ方も成り立つと思ひます。

○中村(時)委員 考へ方が成り立つとか成り立たぬといふことではない、現実に利害關係が直接来るのですから、あなたの方がそこでお考へになつておるよりも大きな問題です。あなたもあまり勉強してないやうだし、私もきよく出されて、ばら／＼とひつくり返して見ただけなんですから、くどく申し上げません。もう一点、それをもつと延長してみますと、この百三十六條にちやんと出てゐる。これを讀んでみまうと、建設大臣が施行者である場合には、この規定は一応農林大臣の方は省かれてしまふ。そうすると、先ほど川俣委員も言つたやうに、産業構造からいつて、都市計画の方が重大だといふのでこれを取上げた、農地の方は附帯的な問題として現れておる。だから、



農地をつぶすことは問題にならなくなると。そこで実際の農林省の方の考え方としては、農地の方を主体にとうろうと思つてゐる。そこに食い違いが出ておるよう

分の農地でありまして、法案の上において農地があるからといつて、都市計画を施行する際に両省主管とか共管とかいうようなことは、今の法制の上においてはやつておられないのでありまして、八、九割までが宅地で、一割ないし二割が農地であつても、食糧増産が非常に重要視されておる現在のような場合には、事務的に協議をするといふことで、行政の運用を円滑に行つてお

に關して、農林省当局はどういうふう

〇久野委員長 違います。次会にも継続いたします。

〇平川政府委員 この場合につきま

〇中村(時)委員 協議をするといふこ

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇中村(時)委員 協議をするといふこ

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇中村(時)委員 協議をするといふこ

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇中村(時)委員 協議をするといふこ

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇中村(時)委員 協議をするといふこ

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇中村(時)委員 協議をするといふこ

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇中村(時)委員 協議をするといふこ

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇中村(時)委員 今度は本音が出まし

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

〇久野委員長 他に御質疑はありませ

昭和二十九年四月二十七日印刷

昭和二十九年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局